

令和2年3月31日

EMS機器の販売事業者4社に対する景品表示法に基づく措置命令
について

消費者庁は、本日、EMS機器の販売事業者4社（以下「4社」といいます。）に対し、4社が供給するEMS機器に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1ないし別添4－2参照）を行いました。

1 4社の概要

	名称（法人番号） 代表者	所在地	設立年月	資本金※
1	株式会社オークローンマーケティング (1180001034813) 代表取締役 青谷 宣孝	名古屋市東区東桜 一丁目13番3号	平成5年5月	14億 6753万 1198円
2	株式会社ディノス・セシール (9011201004664) 代表取締役 石川 順一	東京都中野区本町 二丁目46番2号	平成3年3月	1億円
3	株式会社プライムダイレクト (1010401113381) 代表取締役 長野 庄吾	名古屋市中村区上 米野町四丁目20 番地	平成26年7月	7000万円
4	ヤーマン株式会社 (5010601020184) 代表取締役 山崎 貴三代	東京都江東区古石 場一丁目4番4号	昭和53年5月	18億 1379万 6500円

※いずれも令和2年3月現在

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

	事業者名	対象商品
1	株式会社オークローンマーケティング（以下「オークローンマーケティング」という。）	「スレンダーートン アブベルト」と称する商品（以下「本件商品①」という。）

2	株式会社ディノス・セシール（以下「ディノス・セシール」という。）	「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品②」という。）
		「TBCスレンダーパッドBE」と称する商品（以下「本件商品③」という。）
3	株式会社プライムダイレクト（以下「プライムダイレクト」という。）	「バタフライアブス」と称する商品（以下「本件商品④」という。）
		「バタフライアブスディープテック」と称する商品（以下「本件商品⑤」という。）
4	ヤーマン株式会社（以下「ヤーマン」という。）	「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品⑥」という。）
		「トルネードRFローラー」と称する商品（以下「本件商品⑦」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

別表1「表示媒体」欄記載の表示媒体

(イ) 表示期間

別表1「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容

a オークローンマーケティング(別紙1)

(a) 「102.4センチあったウエストはなんと88センチに。驚きのマイナス14.4センチ」、「なんと、マイナス19.6センチのお腹引き締めに成功。出産前のお腹を取り戻した」等と、別表2-1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

(b) 「使用前 ウエスト102.4cm→ 使用後 88.0cm」、「-14.4cm」等と、別表2-2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、1か月又は6週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

b ディノス・セシール

(a) 本件商品②(別紙2-1)

「ウエスト(へそ周り) ■■■さん -8.6cm 79.3
→70.7 ■■■さん -15.4cm 93.4→78.0
さん -11cm 97.7→86.7 ■■■さん -12.5c

m 80.3→67.8」等と、**別表3-1**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②を腹部に使用すれば、本件商品②の振動によって腹部の肉が柔らかくなり、かつ、本件商品②の電気刺激によって腹部の筋肉が刺激されることにより、4週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 本件商品③ (**別紙2-2**)

「ウエスト(へそ周り)」、「**■**さん(45歳) - 11.4 cm (90.4→79.0)」、「**■**さん(30歳) - 12.8 cm (82.3→69.5)」、「**■**さん(25歳) - 18.8 cm (100.1→81.3)」、「**■**さん(56歳) - 14.5 cm (88.0→73.5)」、「**■**さん(34歳) - 7.5 cm (86.5→79.0)」等と、**別表3-2**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を腹部に使用すれば、本件商品③の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や運動をすることなく、1日20分間の使用を4週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

c プライムダイレクト

(a) 本件商品④ (**別紙3-1**)

「**ウエスト** - 18 cm サイズダウン!」及び「**体重** - 7.2 kg **ウエスト** - 10.0 cm」等と表示、**別表4-1**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品④を腹部に使用すれば、本件商品④の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、2か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 本件商品⑤ (**別紙3-2**)

「バタフライブスディープテック 1ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト - 13 cm」及び「**■**さん 42歳」等と表示するなど、**別表4-2**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品⑤を身体の部位に使用すれば、本件商品⑤の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、1か月で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

d ヤーマン

(a) 本件商品⑥ (**別紙4-1**及び**別紙4-2**)

例えば、「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「30日間でこの変化!」、並びに本件商品⑥を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり - 12.3 cm」及び「Tさん(40代)」等と表示するなど、別表5「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品⑥を身体の部位に使用すれば、本件商品⑥の振動によって当該部位の肉がもまれて柔らかくなり、かつ、本件商品⑥の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、30日間で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 本件商品⑦ (別紙4-3)

本件商品⑦を使用する映像に続いて、人物の身体の本件商品⑦使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でウエスト-7.5 cm!!」との文字の映像、人物の腹部の本件商品⑦使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でお腹周り-9.0 cm!!」との文字の映像、人物の身体の本件商品⑦使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でウエスト-7.0 cm!!」との文字の映像及び人物の身体の本件商品⑦使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でお腹周り-8.8 cm!!」との文字の映像を表示することにより、あたかも、本件商品⑦を腹部に使用すれば、1か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、4社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、4社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

4社は、それぞれ、前記ア(ウ)の表示について、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、「打消し表示」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、それぞれ、一般消費者が前記ア(ウ)の表示から受ける各対象商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、各対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03（3507）9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

	事業者名	対象商品	表示媒体	表示期間	打消し表示
1	株式会社オークロ ーンマーケティン グ	「スレンダートー ン アブベルト」と 称する商品	「ショップジャパ ン」と称するテレビ ショッピング番組 (BS放送)	平成30年12月2 0日	「※スレンダーと適切な栄養管理も 行った結果です」、「※効果には個人差があり ます」、「※個人の感想であり効果には個人差 があります」、「※山田ローラさんが使用した 機種は本商品ではなくその上位モデルです」 及び「※上位モデルのスレンダー・トーンコネ クトと適切な運動・栄養管理も行った結果で す」
			自社ウェブサイ トで配信した動画	平成31年3月27 日	「※効果には個人差があります」、「※スレン ダーと適切な栄養管理も行った結果 です」及び「※個人の感想であり効果には個 人差があります」
2	株式会社ディノス・ セシール	「クワトロビート」 と称する商品	自社ウェブサイ トで配信した動画	平成29年5月23 日から平成31年4 月15日までの間	「※個人差があり 結果を保証するものでは ありません」
		「TBCスレンダー ーパッドBE」と称 する商品	自社ウェブサイ トで配信した動画	平成30年8月3日 から令和元年8月2 6日までの間	「※個人差があり結果を保証するものでは ありません」
3	株式会社プライム ダイレクト	「バタフライアブ ス」と称する商品	「プライムダイレ クト」と称するテレ ビショッピング番	平成30年9月22 日	「※個人の感想です。効果には個人差があり ます。」及び「※効果には個人差があります。 適度な運動と食事制限を行った結果です。」

	事業者名	対象商品	表示媒体 組（BS放送）	表示期間	打消し表示
		「バタフライアブ スディープテック」 と称する商品	自社ウェブサイト	平成31年4月1日 から令和元年8月2 8日までの間	「※結果には個人差があり、すべての方が同 様の結果になるとは限りません。」「※ダイ エットの結果は、適切な食事管理とプログラ ムに基づいた運動、軽い運動や10分程度の ウォーキング）の併用によるものです。」及び 「※効果には個人差があります。適度な運動 と食事制限を行った結果です。」
				平成29年11月2 0日から令和元年9 月3日までの間	「※結果には個人差があり、効果を保証する ものではありません。」
4	ヤママン株式会社	「クワトロビート」 と称する商品	自社ウェブサイト	平成30年3月7日 から令和元年9月3 日までの間	「※30日間の商品使用と適切な運動・食事 管理をあわせて行った結果です。」「※結果 には個人差があります。Oさん-5.7cm ／Oさん-4.2cm／モニター3名平均- 7.4cm＜平均使用時間：1.2時間／日 ＞」及び「※個人の見解です。」
		「トルネードRF ローラー」と称する 商品	自社ウェブサイトで 配信した動画	平成30年5月30 日から令和元年9月 6日までの間	「※効果には個人差があります」及び「※運 動と食事制限を組み合わせた結果です」

別表 2 - 1

事業者名 (対象商品名)	表示媒体	表示内容
株式会社 オークロー ンマーケ ティング (スレン ダートー ンアブ ベル ト)	「ショップ ジャパン」 と称するテ レビショ ン番組 (BS放 送)	・ 肥満体の人物の腹部の映像と共に、「あなたのお腹周り は大丈夫ですか」との音声、人物の映像と共に、「元日 本サッカー界のエースストライカー城彰二も引退後、全 く運動しなくなって御覧の体型に」との音声、人物の映 像と共に、「プロラグビー選手と結婚後、かわいい双子 を出産した人気モデル山田ローラも育児に追われる日々 で御覧の体型に」との音声、「同じようなお悩みを抱え ていませんか、そんなあなたに」との音声、「EMS機 器市場5年連続売り上げ金額No. 1」との音声及び文 字の映像、本件商品の映像と共に、「巻くだけで腹筋ス レンダーートン」との音声及び文字の映像、「全世界シ リーズ販売台数900万台突破の実績」との音声及び文 字の映像、本件商品を腹部に装着している人物の画像と 共に、「スレンダーートンは、1プログラム30分」及 び「ベルトを巻くだけであなたの腹筋が鍛えられる夢の アイテム」との音声、本件商品を腹部に装着している人 物の映像と共に、「憧れの引き締まったお腹もスレンダー ートンなら巻くだけでオーケー」との音声、並びに本件 商品を腹部に装着した人物がベッドでくつろぐ映像と共 に、「激しい運動ナシ!」、「過激な食事制限ナシ!」及 び「巻くだけでお腹が引き締まる!」との文字の映像 ・ 肥満体の人物の腹部の映像と共に、「脂肪たっぷりのだ らしなお腹」との音声及び「ぽっこりお腹を引き締め るには?」との文字の映像、筋肉質の人物の腹部の映像 と共に、「このお腹を引き締める近道、それは筋肉をつ けること」との音声、人体の腹部周辺の筋肉等の立体イ メージ映像と共に、「筋肉が少ないと脂肪が燃焼されづ らく、筋肉が増えると基礎代謝が上がり、脂肪が燃焼さ れやすい身体に」及び「また腹筋は複数の筋肉でコルセッ トのようにお腹まわりを支えています」との音声、「筋 肉」、「脂肪」、「脂肪は筋肉で燃焼される」、「筋肉が 多いほど痩せやすい」及び「腹筋はお腹周りを支えてい る」との文字の映像、筋肉質の人物の腹部の映像と共に、

		「だからこそ、腹筋を鍛えることがぽっこりお腹解消への近道なのです」との音声及び「腹筋を鍛える→ぽっこりお腹解消」との文字の映像、苦痛に歪んだ表情で腹筋運動をする人物の映像と共に、「しかし腹筋を鍛えるといってもなかなか時間がないし、気力も続かないと最初から諦めていませんか」との音声、並びに本件商品の映像と共に、「そんなあなたに、巻くだけで腹筋スレンダーートーン」との音声 ・ 本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「スレンダーートーンはベルトを巻いてスイッチを入れるだけ」及び「ラクして本格的な筋力トレーニングが行えます」との音声、「ベルトを巻いてスイッチを入れる」及び「ラクして本格的な筋力トレーニング！」との文字の映像、本件商品の映像と共に、「その秘密はEMSテクノロジー」との音声、本件商品により筋肉に低周波が流れるイメージ映像と共に、「EMSとは筋肉に低周波シグナルを送り、あなたの意志とは関係なく筋肉が収縮と弛緩を繰り返し、引き締める技術」との音声、苦痛に歪んだ表情で腹筋運動をする人物の映像と共に、「通常の腹筋運動では、正面、脇腹を同時に鍛えることはできません」との音声、並びに「腹筋運動」及び「お腹全体を一度に鍛えるのは難しい」との文字の映像 ・ 筋肉質の人物が本件商品を装着している映像と共に、「スレンダーートーンなら3つのパッドで正面、右脇腹、左脇腹を一気にアプローチ」との音声、「正面」、「右脇腹」、「左脇腹」、「スレンダーートーン」及び「広範囲の筋肉を一気にアプローチ」との文字の映像、筋肉質の人物が本件商品を装着している映像と共に、「その運動効果は、なんと、最大腹筋運動300回以上に相当」との音声、「30分2セット巻くだけで」及び「最大腹筋300回以上に相当」との文字の映像、並びに本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「スレンダーートーンならベルトを巻くだけで腹筋運動が自動で始まり、理想の引き締まったお腹へと導くのです」との音声 ・ 本件商品の映像と共に、「スレンダーートーンお腹引き締めチャレンジ」との音声、人物の映像と共に、「まず最
--	--	--

		初にスレンダートーンを使ってお腹の引き締め挑戦するのは、城彰二。現在、サッカー解説者として活躍する元日本プロサッカー界のエースストライカー、現役時代はバキバキだったお腹も今では」との音声、人物が洋服をめくり腹部を見せしている映像と共に、「もうブヨブヨブヨブヨしていますから」及び「完全な脂肪ですね」との音声、人物が腹部を計測されている映像と共に、「測てみると、サイズだけはワールドクラス」及び「１０２．４センチです」との音声、上半身裸の人物の正面・横からの映像と共に、「※撮影当時 城彰二（４１歳）」、「ウエスト１０２．４ｃｍ」、「体重８８．８ｋｇ」、「体脂肪率２４．６％」及び「身長１７８．５ｃｍ」との文字の映像、人物の映像と共に、「ピッチで輝いていたストライカーはなぜこんなになってしまったのか」、「今はほとんど動かないので」及び「１００ｍ先のコンビニも車で行ってしまうくらいですから」との音声、人物の映像と共に、「運動はしなくても食べる量は減らせない。その結果、ブクブクと太り、残念な姿に」との音声、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着る映像と共に、「現役時代の頃と同じサイズのスーツを用意」との文字の映像、並びに「チャックが上がらないですもん。うわー、駄目だ。あー、きつい」及び「もう太っていいやみたいな感じでね、思ってたけど、これはちょっとショックですね」との音声、「ということで、さっそくスレンダートーンを試してもらうことに」との音声、本件商品を装着している人物の映像と共に、「コレね筋肉がグ〜ッと収縮される感じで」、「奥まですごい」及び「巻くだけだったらこんなラクなことはない」との音声及び文字の映像、人物の映像と共に、「多忙な毎日の中 １か月でぽっこりお腹は解消できたのか？」との文字の映像、腹部の出た人物の映像と共に、「結果発表」との文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「１０２．４センチあったウエストはなんと８８センチに。驚きのマイナス１４．４センチ」との音声、人物の映像と共に、「これね、現役とほぼ変わらないですからね」及び「凄いね、これ」との音声、「現役時
--	--	---

		代（のサイズ）とほぼ変わらない！」との文字の映像、 「オレは一切頑張っていないけど」との音声及び文字の映像、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着ている映像と共に、「そして1か月前には全く入らなかった現役時代に着ていたサイズのスーツ、そのスーツにリベンジをするときが来た」との音声、「ちょっと待って、えっ、見てこれ、えっ、指が入るよ」及び「これはやばい、ベルトが足りない」との音声、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着ている前後比較映像と共に、「続いて息もできないくらいきつかったあのジャケットは」及び「見てこれ、凄くないこれ」との音声、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着ている映像と共に「巻くだけですから」、「ベルトと一緒にですよ」、「何の手間もかからないですし」及び「コレが続けられる理由かなと思う」との音声及び文字の映像、人物の映像と共に、「あの見事なお腹が引き締まり、生まれ変わった城彰二」との音声及び「わずか1か月で見事に引き締まった城彰二！」との文字の映像、上半身が見えた服装でポーズを取る人物の映像と共に、「そしてこんなことにも挑戦」及び「どうですかみなさん たった1か月でこの変身っぷり」との音声、人物の腹部の前後比較映像と共に、「これが巻くだけで腹筋スレンダートーンの実力なんです」との音声、上半身が見えた服装でポーズを取る人物の映像と共に、「さあ次はあなたの番です」との音声、並びに「引き締まった腹筋を手に入れましょう！」との音声及び文字の映像 ・人物の映像と共に、「モデル、タレントとして活躍中の山田ローラさん」との音声及び「モデル・タレント 山田ローラ（29歳）」との文字の映像、腹部の出た人物の映像と共に、「産後太りを放置した結果、プヨプヨのお腹に」との音声、腹部の出た人物の上半身の映像と共に、「そんなローラさんが、たった6週間で」との音声、人物の映像と共に、「マイナス19.6センチ」との音声及び「ウエストー19.6cm」との文字の映像、「そう、スレンダートーンは巻くだけ」及び「だから」との音声、人物の腹部の前後比較映像と共に、「こちらの男
--	--	---

		性も1か月巻いただけで驚きのマイナス18センチ」との音声、「使用前」、「使用后」、「1か月」、「ウエストー18.0cm」及び「 さん（48歳）」との文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「こちらの女性もなんとマイナス14センチに」との音声、「使用前」、「使用后」、「1か月」、「ウエストー14.0cm」及び「 さん（32歳）」との文字の映像、スリムな体型の人物が本件商品を装着している映像と共に、「使い方は1プログラムたった30分お腹に巻くだけ」との音声及び「30分お腹に巻くだけ！」との文字の映像、並びに筋肉質の人物の映像と共に、「さあ、あなたもスレンダートーンで、ラクして引き締まったお腹を手に入れましょう」との音声 ・本件商品の映像と共に、「スレンダートーンお腹引き締めチャレンジ」との音声及び「巻くだけで腹筋スレンダートーン お腹引き締めチャレンジ」との文字の映像、人物の映像と共に、「第2のチャレンジャーは山田ローラさん」及び「170センチの長身を活かしモデルとして活躍。タレントとしてバラエティ番組にも出演」との音声、「モデル・タレント 山田ローラ（29歳）」との文字の映像、人物の映像と共に、「どんな悩みがあるというのか」との音声、「子供が生まれてから1年以上経つんですけどなかなか体型が戻らない」との音声、「山田ローラのお悩み」との文字の映像、「出産してから永遠にぽっこり」及び「妊娠前のお腹を覚えていない」との音声及び文字の映像、「体型カバーに必死ではない」との音声及び「ふわっとしたものだったりとか、形が見えない服装で隠す」との音声、「体型カバーに必死」及び「体の形が見えない服装で隠す」との文字の映像、腹部の出た人物の上半身の映像と共に、「そんな隠し続けてきたお腹がこちら。そのサイズは出産前と比べて20センチも増加」との音声及び「ウエストサイズ 出産前と比べて20cm増加」との文字の映像、「こんなお腹になってしまったのは母であることがゆえの理由があった」との音声、人物の映像と共に、「双子の生活リズムです。常に」、「私1人のタイミングがすごい少ない」及び「何
--	--	---

		にも出来ていない。てんやわんやです。毎日」との音声、 「私 1 人のタイミングがない」及び「何にも（運動が） 出来ていない てんやわんやで時間がない」との文字の 映像、子育てをする人物の映像と共に「運動したくても その時間が取ることができないんだとか」との音声及び 「仕事・家事・子育てに忙しく運動する時間がとれない」 との文字の映像、ジーンズをはきたるんだお腹をつまむ 人物の映像と共に、「そんなローラさん、以前はけてい たというスキニージーンズもこのありさま」との音声、 「お腹のお肉が乗っちゃいます ぽっこりを超えてデロ ンとなっている」との音声及び文字の映像、人物が本件 商品を腹部に装着している映像と共に、「そんな落ち込 むローラさんに、さっそくスレンダートーンをお試しい ただくことに」との音声、腹部の出た人物の上半身の映 像と共に、「スレンダートーン生活スタート」との音声 及び「6 週間スレンダートーン生活 S T A R T」との文 字の映像、「このお腹から 6 週間で出産前のお腹に戻す ことはできるのか」及び「はたして」との音声、人物の 映像と共に「開始から 3 日目」との音声及び「スレンダー トーン生活 3 日目」との文字の映像、「仕事に出かける ローラさんを直撃」及び「スレンダートーンは着けてらっ しゃいます」との音声、「着けてます、わからないでしょ」 及び「腹筋してます」との音声及び文字の映像、「そう なんです、スレンダートーンは身体にフィットするので、 洋服の下でも目立たずコードレス」との音声、人物の移 動中、仕事中及び家事中の映像と共に、「だから移動中 も、仕事中も、家事の最中も、巻いて腹筋」との音声、 「移動中」、「仕事中」、「家事中」及び「時間と場所を 選ばずながら腹筋が出来る」との文字の映像、「チャレ ンジ開始から 3 週間」との音声、「スレンダートーン生 活開始から 3 週間」との文字の映像、食事をする人物の 映像と共に、「最近野菜を摂ることを気にかけていま す」との音声及び文字の映像、並びに家事及び育児を行 う人物の映像と共に、「スレンダートーンは巻くだけだ から家事をしながら、子供たちと遊んでいるときだって、 ながらで腹筋」との音声及び「スレンダートーンはコー
--	--	---

		ドレス 家事・育児の間に『ながら腹筋』』との文字の映像 ・人物の腹部の前後比較映像と共に、「お腹を見せてもらおうと、確かに、スタート時にぽっこりしていたお腹がスッキリ。女性らしいウエストラインも見えてきた」、「そのサイズはスタート時と比べ、マイナス9.2センチ」との音声、並びに「使用前」、「3週間後」及び「-9.2cm」との文字の映像 ・仕事や家事等を行う人物の映像と共に、「お腹引き締めチャレンジすること6週間、出産後1年以上が過ぎたにも関わらず、お腹がぽっこり、果たして結果は」との音声及び「山田ローラのスレンダーートンお腹引き締めチャレンジ結果発表」との文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「チャレンジ前は突き出ていたお腹も見事スッキリ。引き締まったウエストラインを手に入れ、こんなにも美しく変身したローラさんの姿が。たった6週間で見違えるようなお腹周りに」との音声、腹囲を計測される人物の映像と共に、「出産前のサイズに戻ることはできたのか?」との音声及び文字の映像、「ウエスト-19.6cm」との音声及び文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「なんと、マイナス19.6センチのお腹引き締め成功。出産前のお腹を取り戻した」との音声、「使用前」、「使用后」及び「-19.6cm」との文字の映像、腹部が見える服装でポーズを取る人物の映像と共に、「美しいウエストラインが復活!」との音声及び文字の映像、「うっすら腹筋のラインも見えている」との音声、ジーンズをはき、たるんだお腹をつまむ人物の映像と共に、「ここまで変化が出れば、以前はたるんだお肉がはみ出ていたあのスキニージーンズにも挑戦できるのでは」との音声、ジーンズをはき、お腹を見せる人物の映像と共に、「御覧ください。ズボンの上に乗っていたお肉がなくなりスッキリ。なんなくはきこなすことが出来ました」との音声、並びに人物の映像と共に、「ちょっとゆるめなんですよ余裕できました」との音声 ・人物の腹部の前後比較映像と共に、「短期間でこんなに
--	--	---

		変わるってほんとすごいビックリ」との音声、人物の映像と共に、「スレンダートーンのおかげでちゃんとした道に戻してくれたような感じがします」及び「スレンダートーンは私にとって第二の人生のスタートを切ってくれた存在です」との音声、腹部が見える服装でポーズを取る人物の映像と共に、「さらに美しくなったローラさん。御覧ください、見事引き締まったウエスト。これがスレンダートーンの実力なのです」との音声、人物の腹部の前後比較映像と共に、「忙しくたって諦めなくていいんです。巻くだけだからいつでもどこでも腹筋。さあ、次はあなたの番です」との音声、並びに「時間がなくても諦めなくて大丈夫」及び「いつでもどこでも腹筋」との文字の映像 ・人物の映像と共に、「スレンダートーンで引き締まった腹筋を手に入れましょう」との音声及び「引き締まったウエストラインを手に入れよう！」との文字の映像
--	--	--

別表 2-2

事業者名 (対象商品名)	表示媒体	表示内容
株式会社 オークロー ンマーケ ティング (スレン ダートー ンアブ ベルト)	自社ウェブ サイトで配 信した動画	・元プロサッカー選手の人物の2006年当時の映像、人物が洋服をめくり腹部を出している映像と共に、「2016年 城彰二」との文字の映像、並びに人物の全身の映像及び「城彰二(41歳) ウエスト 102.4cm、体重 88.8kg 体脂肪率 24.6% 身長 178.5cm」との文字の映像 ・本件商品を手渡されている人物の映像と共に、「城彰二がぽっこりお腹を解消!? スレンダーートン1か月チャレンジ」との文字の映像、「巻くだけで腹筋 スレンダーートンをお試し!」との文字の映像、「こんなので腹筋が鍛えられる訳がないじゃないですか!」との文字の映像、並びに「全く信じていない様子・・・」との音声及び文字の映像 ・人物の映像及び「開始から6日目」の文字の映像、並びに「筋肉痛になってスゴイ効いている感じ」、「7cmくらい6日で引き締まっている!」及び「早くもスレンダーートンが威力を発揮!」との音声及び文字の映像 ・「結果発表」との文字の映像、人物の本件商品使用前後の身体の映像、並びに「使用前 ウエスト102.4cm→ 使用後 88.0cm」及び「-14.4cm」との文字の映像 ・人物の映像、「現役自体(のサイズ)とほぼ変わらない!」との文字の映像、人物がスーツを着ようとしている映像、「全く入らなかった現役時代のサイズのスーツ」との文字の映像、人物が同スーツを着ている映像、並びに「見て!」、「ほら見て!」、「スゴくないコレ!」、「巻くだけですから」、「何の手間もかからないですし」及び「コレが続けられる理由かなと思う」との音声及び文字の映像

別表 3 - 1

事業者名 (対象商品名)	表示内容
株式会社ディノ ス・セシール (クワトロビート)	・ 本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「高速 3 D 振動 + EMS」との文字の映像 ・ 本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「EMS + 振動で効率よくスリムが目指せるクワトロビート」、「振動でお肉を柔らかくしながら筋肉を刺激できちゃう」及び「1 分間に 3 2 0 回以上筋肉を刺激」との文字の映像 ・ 部屋で寝転んだり座ったりしながら本件商品を装着して携帯電話やテレビを見ている 4 名の人物の映像と共に、「クワトロビート 4 週間体験」との文字の映像 ・ 部屋で座りながら本件商品を装着して携帯電話を見ている人物の映像と共に、「 さん (3 2)」及び「とにかくラクに続けられる！」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん (3 2)」、「使用前」、「4 週間後」及び「(ウエスト) - 8. 6 cm」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん (3 6)」、「使用前」、「4 週間後」及び「(ウエスト) - 1 5. 4 cm」との文字の映像 ・ 部屋で座りながら本件商品を装着してテレビを見ている人物の映像と共に、「 さん (4 4)」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん (4 4)」、「使用前」、「4 週間後」及び「(ウエスト) - 1 1 cm」との文字の映像 ・ 「クワトロビート 4 週間体験結果」及び「ウエスト (へそ周り) さん - 8. 6 cm 7 9. 3 → 7 0. 7 さん - 1 5. 4 cm 9 3. 4 → 7 8. 0 さん - 1 1 cm 9 7. 7 → 8 6. 7 さん - 1 2. 5 cm 8 0. 3 → 6 7. 8」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん (3 4)」、「使用前」、「4 週間後」、及び「- 1 2. 5 cm」との文字の映像 ・ 本件商品を腹部に装着する人物の映像と共に、「使い方簡単 EMS パッドを付けて巻くだけ！」との文字の映像

別表 3-2

事業者名 (対象商品名)	表示内容
株式会社ディノ ス・セシール (TBCスレン ダーパッドBE)	・腹筋をしている人物の映像と共に、「大キライ！」との文字の映像、並びに「運動大嫌い！」及び「食事制限大嫌い！」との音声 ・腹部をつまんでいる人物の映像と共に、「キレイな体を手に入れたい！」との文字の映像、並びに「そんなあなたに！」との文字の映像及び音声 ・筋肉質の人物2名が本件商品を腹部に装着している映像と共に、「業界最大手エステティックTBCが開発！シェイプマシン」との文字の映像及び「メリハリボディを目指すために業界最大手エステティックTBCが辿り着いたシェイプマシン」との音声 ・本件商品の映像と共に、「スレンダーパッドBE」との文字の映像、並びに人物が本件商品を腹部に装着している映像と共に、「最大の特長 パワフルな筋トレパフォーマンス」との文字の映像及び「最大の特徴は、見た目からは想像もつかない程パワフルな筋トレパフォーマンス」との音声 ・エステサロンにおける施術の映像と共に、「TBCボディシェイプコース」及び「フューチャーストリームコース 独自のパッド配置で効率的に筋肉にアプローチ」との文字の映像 ・本件商品を装着する部位が光っている腹筋のイメージ図と共に、「腹直筋 腹斜筋を一気に鍛える」との文字の映像及び「メリハリボディを目指す上で大切な腹直筋・腹斜筋を一気に刺激」との音声 ・本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「1日1回たった20分でOK！」との文字の映像及び「さらにうれしいのは、1日1回たった20分というお手軽さ」との音声 ・人物の映像と共に、「子育てが忙しい[REDACTED]さん(45)」及び「ウエスト-11.4cm」との文字の映像 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「諦めていたこのお腹も、4週間でこの結果」との音声 ・ウエスト部分を指し示すマークのついた人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「腹直筋と腹斜筋へのダブルアプローチでなんとくびれまで」との音声及び「くびれGET！」との文字の映像 ・寝ながら携帯電話を操作している人物の映像と共に、「お酒が大好

	き ■■■■さん(30)」との文字の映像及び「気持ちよく、楽々、スレンダーパッドBEを使った結果」との音声 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「スリムな割に締まりのなかったお腹が」及び「スレンダーパッドBEのアクティブな刺激で、腹筋ラインが見えるほどきれいに」との音声 ・ 計測結果を伝えられている人物の映像と共に、「仕事が忙しく運動不足 ■■■■さん(34)」及び「ウエストー7.5cm」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「筋トレから逃げていたお腹が、ここまでスッキリ」との音声 ・ 腹部の出た人物の映像と共に、「炭水化物が大好き ■■■■さん(25)」及び「でっぷり」との文字の映像、並びに「このでっぷりとした、立派なお腹」との音声 ・ 本件商品を装着してソファに寝そべっている人物の映像と共に、「食べて 貼って 毎日ゴロゴロ♪」との文字の映像 ・ 計測結果を伝えられている人物の映像と共に、「ウエストー18.8cm」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「このでっぷりしたお腹が、ここまで引き締まったんです」及び「スレンダーパッドBEなら、1日20分使ってこの結果」との音声 ・ 計測結果を伝えられている人物の映像と共に、「最年長 ■■■■さん(56)」及び「ウエストー14.5cm」との文字の映像 ・ 本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「4週間前、気にしていたこのお腹に」、「男性らしい、この腹筋」及び「広く、大きく、筋肉を刺激してこの変化」との音声 ・ 人物の映像と共に、「4週間体験結果」、「ウエスト(へそ周り)」、「■■■■さん(45歳)ー11.4cm(90.4→79.0)」、「■■■■さん(30歳)ー12.8cm(82.3→69.5)」、「■■■■さん(25歳)ー18.8cm(100.1→81.3)」、「■■■■さん(56歳)ー14.5cm(88.0→73.5)」及び「■■■■さん(34歳)ー7.5cm(86.5→79.0)」との文字の映像、並びに「個人差はありますが、嬉しい結果に全員が
--	---

	大満足」との音声 ・ 本件商品を腹部に装着している２名の筋肉質な人物の映像と共に、 「老舗エステサロンの本気をぜひ！」との文字の映像
--	---

別表 4－1

事業者名 (対象商品名)	表示内容
株式会社プライムダイレクト (バタフライアブス)	・ 本件商品を腹部に貼った筋肉質な人物の映像と共に、「シニアだって諦めない！！」との文字の映像及び音声 ・ 本件商品を腹部に貼った人物の映像と共に「おおー、キてます」との音声及び「キてます！」との文字の映像 ・ 本件商品を腹部に貼った人物の映像と共に、「あ、お腹が勝手に動いてますね」との音声及び「勝手に動いてますね！」との文字の映像 ・ 本件商品を腹部に貼った筋肉質な人物の映像と共に、「秘密は筋肉の収縮を促すEMS。1分間に4,200回もの電気振動を実現」との音声及び「筋肉を収縮させる電気振動EMS Electrical Muscle Stimulation」との文字の映像、並びに筋肉のエコー映像及び「1分間に最大4200回の電気振動」との文字の映像 ・ 腹部を計測されている人物の映像と共に、「自宅の階段で家族とすれ違うことも大変だった[]さんが、バタアブでウエストマイナス18センチもサイズダウンに成功」との音声、「2カ月間チャレンジャー []さん 55歳」及び「<u>体重：101.5kg</u> <u>ウエスト：113.5cm</u>」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「before」、「after」及び「<u>ウエスト</u> -18cmサイズダウン！」との文字の映像、並びに「ここまで引き締まるんですね！」との音声及び文字の映像 ・ インタビューを受ける理学療法士と称する人物の映像と共に、「このEMSについて、理学療法士は」との音声、並びに「無理な運動ができない方 また筋肉が落ち始めているシニアの方にも 筋肉を直接動かす事ができる器具になります」との音声及び文字の映像 ・ 腹部を計測している人物の映像と共に、「50代目前、[]さんも、バタアブで、見事サイズダウンに成功」との音声、「2カ月間チャレンジャー []さん 47歳」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「before」、「after」及び「<u>体重</u> -7.2kg <u>ウエスト</u> -10.0cm」との文字の映像、並びに「太ももにも隙間が」との音声

別表 4-2

事業者名 (対象商品名)	表示内容
株式会社プライムダイレクト (バタフライアブスディープテック)	・筋肉質な2名の人物の画像と共に、「進化した次世代型EMSで自分史上最高ボディへ」と記載 ・腹部をつまむ人物の画像と共に、「こんなお悩みありませんか?」、「長い間お腹がたるんでいる」、「ダイエットが続かない」、「ジムに通ったり運動する時間がない」及び「きついトレーニングはしたくない」と記載、並びに本件商品を腹部に貼った筋肉質な2名の人物の画像と共に、「そんなあなたに!」及び「バタフライアブスディープテック」と記載 ・「バタフライアブスディープテック1ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト13cm」及び「 さん 42歳」と記載 ・人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト13cm」及び「 さん 70歳」と記載 ・「1回たった20分のながらトレーニングを1ヶ月でこの結果!」 ・腹部に本件商品を貼ってスイッチを押している人物の画像と共に、「使い方はとっても簡単!」及び「お腹に貼ってスイッチオン貼って待つだけだから誰でも簡単に使用可能!」と記載 ・二の腕、脇腹及び太ももに本件商品を貼っている人物の画像と共に、「バタフライアブスディープテックは、お腹だけではなく 二の腕 わき腹 太もも 気になるところにピンポイントでトレーニングが可能!」と記載 ・「効果的なトレーニングプログラム」、「2つのプログラム×10段階の強さ調整」、「2つのプログラム」、「ウェーブモードとディープモード」、「ウェーブモード 浅い筋肉にアプローチ 見た目を引き締めキレイなラインに!」、「ディープモード 深い筋肉にアプローチ より鍛えたい方に!」及び「異なる2種類の低周波がありなす独自のダブル波形」 ・「ダブル波形が奥深くまで刺激」、「10段階の強さ調整」、「強度設定ボタンで10段階の強さレベル調整が可能」及び「あなたにあったお好みの強さでトレーニングが可能!」 ・腹部に本件商品を貼った筋肉質な2名の人物の画像と共に、「あなたもバタフライアブスDTで自分史上最高ボディへ!」と記載

別表 5

事業者名 (対象商品名)	表示期間	表示内容
ヤーマン株式会社 (クワトロビート)	平成29年1月20日から令和元年9月3日までの間	・筋肉質な2名の人物の画像と共に、「振動×EMSダブルパワーでガンコなお肉を撃退」、「振動×EMSで巻くだけスリム クワトロビートQuattroBeat」、「高速3D振動×本格EMS」、「<u>1日約10分</u> <u>高速3D振動</u> <u>本格EMS</u>」、「あなたは『一ヶ月巻く』だけでこの結果が信じられますか？」及び「クワトロビート 巻くだけ1ヶ月」と記載 ・人物の腹部側面の本件商品使用前後を比較した画像と共に、「お腹 BEFORE」、「お腹 AFTER」及び「へそ周りー12.3cm」と記載、人物の臀部の本件商品使用前後を比較した画像と共に、「凸凹肌 BEFORE」及び「凸凹肌 AFTER」と記載、並びに人物の背面腰回りの本件商品使用前後を比較した画像と共に、「背中 BEFORE」及び「背中 AFTER」と記載 ・本件商品を装着した人物の画像及びメジャーで太ももの太さを計測している人物の画像と共に、「この秘密は、ダブルアプローチ 振動とEMS」及び「高速立体3D振動×本格EMS」と記載、並びに本件商品が人体の筋肉に刺激を与えている画像と共に、「もみ流しと筋肉刺激が同時に」及び「だから巻くだけで 憧れのスリムボディが手に入るのです」と記載 ・本件商品の画像と共に、「スリムを目指す条件」、「もみ流しと筋肉刺激の<u>ダブル効果</u>」、「表面も奥も<u>同時に</u>アプローチ」及び「ムダ肉にも凹凸肌にも<u>アタック</u>」と記載 ・「引き締まったカラダ、スリムなボディを目指すのに必要なことは」及び「お肉のもみ流し[高速立体3D振動]×筋肉トレーニング[EMS]」、並びに本件商品を装着した人物の画像と共に、「この2つを同時に行うのが巻くだけスリム クワトロ

		ビートQuattroBeat」及び「高速3D振動×本格EMS」と記載 ・「point1」、「1分間に約800～1300回転の高速3D振動で広範囲のお肉を揺らす」及び「人気の3D振動マシンを大幅に小型化。複雑かつ立体的な3D振動を実現しました（特許出願中）。お肉を柔らかい状態にすることで、結果を導きやすい状態に。」 ・「point2」、「1分間に320回以上の本格仕様EMSでインナーマッスルまでしっかり刺激」及び「体の表面から奥の筋肉インナーマッスル（腹横筋）までしっかり刺激する本格仕様。5～40HzのEMSが振動に合わせて自動的に出力します。」 ・「point3」及び「使い方は簡単！3つのモードで 簡単『ながら』エクササイズ 気になる部分に巻き、スイッチを入れてモードを選ぶだけ。」 ・「クワトロビートでこの結果を手に入れた方々が続々と現れています！」、並びに人物の背中の本件商品使用前後と比較した画像と共に、体験談として、「気になる部分にピンポイントで！」及び「初めは振動に驚きましたがすぐに慣れて、気になる部分にピンポイントで使っていました。洗い物をしながら、テレビを見ながらなど何かをやりながら使うことができ嬉しかったです。主にお腹周りで使用しましたが、奥までしっかり届く感じで、お腹も温まり、すぐにスッキリしたことに驚きました。使用感はとても満足でき、ぜひ継続して使用したいです！ ■さん（52歳）」と記載 ・人物の腹部側面の本件商品使用前後と比較した画像と共に、体験談として、「ダブルパワーで、目指せ！ 楽して美腹筋」及び「ブルブルの振動が気持ちいい！使い初めて3日目位からお腹のぽっこりがスッキリしてきた感じがしたんですけど、そんなにすぐに効果が出る？気のせい？と思っていました。それが2週間目に入った頃、ぴったりだったスカー
--	--	--

		トのウエストがゆるくなり始めて…まさかと思いました。その翌週には、同じスカートがゆるゆるになっていて、本当にびっくりしました！友達からも『あれ？なんかスッカリした？』と言われちゃいました。クワトロビートを着けてスイッチを押すだけで、辛い筋トレをしたり、わざわざジムへ足を運んだりすることもなく、家で俗にいう〇〇ながらでスリムになれるなんて、本当に素敵すぎます！『気持ちいいブルブルでお肉をもみ流して、キュッって感じのEMSで筋トレ』このダブルパワーで、目指せ！楽しく美腹筋です（笑）XXXXXXXXXXさん（44歳）」と記載 ・本件商品を腹部に装着してソファに座る人物の画像と共に、「ソファでくつろぎながら」と記載、本件商品を腰に装着してベッドで横になる人物の画像と共に、「ベッドで横になりながら」と記載、人物の腹部の画像と共に、「たふたぷのお腹に」と記載、人物の臀部の画像と共に、「でっぴりしたヒップに」と記載、及び人物の太ももの画像と共に、「凸凹の気になる太ももに」と記載 ・本件商品の画像と共に、「巻くだけスリム クワトロビート QuattroBeat」と記載
	平成30年3月7日から令和元年9月3日までの間	・本件商品を腹部に巻いている筋肉質な2名の人物の画像と共に、「QUATTRO BEAT クワトロビート」及び「巻くだけ、ダブル体幹エクサ。」と記載 ・「分厚いお肉に、巻くだけ、本格エクサ。」、本件商品を下腹部に巻いている人物の画像と共に、「下腹部」及び「男女ともに溜まりやすい下腹部のお肉。インナーマッスルまで届くEMSでしっかり鍛えます。」と記載、本件商品を腰まわりに巻いている人物の画像と共に、「腰まわり」及び「年齢とともにつきやすい腰周りのお肉。引き締めるとヒップやウエストの印象が変わります。」と記載、並びに本件商品を太ももに巻いている人物の画像と共に、「太もも」及び「凸凹になりやすい太腿のお肉。エ

		ステの揉み出しのような刺激で滑らか肌に。」と記載 ・「E F F E C T」及び「揉み出し×筋トレ W(ダブル)アプローチ」、マッサージされているふくらはぎの画像と共に、「3 D 振動」及び「超高速振動が固まったお肉を揉み出す！お肉を効率的に揺らす、複雑で立体的な超高速3 D 振動が、まるでエステの揉み出しケアのような体感を実現します。」と記載、並びに足を上げて腹筋運動をしている人物の画像と共に、「本格EMS」及び「電氣的な刺激による運動で楽々時短トレーニング 8段階に調節できる本格EMSで、巻くだけで表層筋はもちろん、体幹の深層筋までしっかり刺激。運動が苦手な方や時間のない方でも、簡単にしっかりトレーニングできます。」と記載 ・「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「30日間でこの変化！」、並びに本件商品を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり -12.3cm」及び「Tさん(40代)」と記載 ・「SPECIALIST」、並びに「美容家 伊勢千秋さん」とする人物の写真と共に、「『超高速3 D 振動と本格EMSでプロのテクニックを再現』」及び「実はお腹まわりの蓄積したお肉はEMSの天敵。業務用EMS機器を使うプロ達は、まず揉み出しケアでお肉をやわらげてからEMSを使います。クワトロビートは超高速3 D 振動で揉み出しケアを行いながら、深層筋まで届く本格EMSで広範囲に刺激できるため、非常に理にかなった効率的な引き締めができると思います。」と記載 ・「ATHLETE」、並びに「湘南ベルマーレフットサルクラブ 植松晃都選手」とする人物の写真と共に、「『自分では鍛えにくい筋肉まで、しっかり刺激されている感覚があります』」及び「クワトロビートは、自分では鍛えにくい筋肉まで刺激さ
--	--	---

		れている感覚があるので、腹筋や太ももなど、特に鍛えたい部分を中心に使っています。空いた時間ですぐにトレーニングすることができるので、自宅や遠征先で、クワトロビートを使ってトレーニングしています。」と記載
--	--	--

表示例



表示例



表示例



表示例



BUTTERFLY DT
AB5[®]
ハタフライアブス。ティープテック

進化した
次世代型EMSで

自分史上
最高ボデイへ

シリーズ累計販売台数 **48[※]万台**



※2015年3月～2019年1月末 メーカー調べ



**BUTTERFLY[®] DT
ABS**

バタフライアブス デイープテック

通常価格

15,800円

送料
無料



▶ 通常価格で申し込む

公式
ショップ
限定!!

= 安心の30日間全額保証 =

まずは商品をお試しください。万が一ご満足いただけなかった場合、
商品到着から30日以内であればご使用後でも商品代金を全額返金いたします。

返品時の注意

※商品不良以外でのご返品の場合、商品返品時の送料と返金時の振り込み手数料はお客様ご負担になります。
※商品到着後30日を過ぎますと、ご返品を承ることができませんのでご注意ください。

効果がなければ返金します。

こんなお悩みありませんか？

長い間お腹が
たるんでいる

ダイエットが
続かない

ジムに通ったり
運動する時間がない

きついトレーニングは
したくない

そんなあなたに!

BUTTERFLY[®] DT

バタフライアブスディープテック



あのバタフライアブスが パワーアップ！※

※自社従来品比較

パッド



面積が約120%アップ！

より広くトレーニングが可能に！

本体



プログラムがランプの色で分かるように
デザインもさらにスタイリッシュに！

1分間の振動回数も

バタフミ
ゲーム・プデック



約14倍に
パワーアップ

バタフライアブスデインターデックス
1ヶ月チャレンジ

BEFORE



ウエスト
-13cm

さん

42歳 ※取材当時

AFTER



※計測期間：平成31年1月29日～平成31年2月28日

※結果には個人差があり、すべての方が同様の結果になるとは限りません。

※ダイエットの結果は、適切な食事管理とプログラムに基づいた運動、軽い運動や10分程度のウォーキング)の併用によるものです。

BEFORE



ウエスト
-13cm



AFTER



※計測期間：平成31年1月29日～平成31年2月28日

※結果には個人差があり、すべての方が同様の結果になるとは限りません。

※ダイエットの結果は、適切な食事管理とプログラムに基づいた運動、軽い運動や10分程度のウォーキング)の併用によるものです。

1回 たった20分
のながらトレーニングを
1ヶ月でこの結果!

※効果には個人差があります。適度な運動と食事制限を行った結果です。



BUTTERFLY[®] DT
ABS

バタフライアブス デイープテック

通常価格

15,800円

送料
無料



▶ 通常価格で申し込む

使い方はとっても
簡単!

お腹に貼ってスイッチオン
貼って待つだけだから
誰でも簡単に使用可能!

バタフライアブスデイスティックは、
お腹だけではなく

二の腕

わき腹

太もも





気になるところにピンポイントで
トレーニングが可能！

効果的なトレーニングプログラム

2つのプログラム×10段階の強さ調整

2つのプログラム

ウォーターフォードとディープフォード

ウェーブモード	ディープモード
浅い筋肉にアプローチ	深い筋肉にアプローチ
	

見た目を引き締め
キレイなラインに!

より鍛えたい方に!

異なる2種類の低周波がおりなす
独自のダブル波形

ダブル波形が奥深くまで刺激

10段階の強さ調整



強度設定ボタンで10段階の強さレベル調整が可能

**あなたにあったお好みの強さで
トレーニングが可能！**

操作方法

必ずパッドに本体を装着してから動作確認をしてください。
パッドに装着していない時は電源がオフになります。



1 バタフライアブスDT本体裏面の
留め具(凹)を、ゲルパッドの留め具
(凸)に、はめ込みます。



2 ゲルパッド表面の保護シートを剥して、
腹部に貼り付けてください。
保護シートは、ゲルパッドの保管に使用
しますので捨てないでください。





3

「電源」ボタンを長押しすると、
動作開始します。

※電源をオンにした時点では、「プログラム1」
「強度1」に設定されています。

4

「プログラム」ボタンでプログラムを
選択し、「強度設定」ボタンで好みの
強度に設定してください。

**あなたもバタフライアブスDTで
自分史上最高ボーン!**



BUTTERFLY ABS[®] DT バタフライアブス デイープテック

通常価格

15,800円

送料 無料




▶ 通常価格で申し込む



BUTTERFLY
バタフライアブス ABS



バタフライアブスはこちら>

パタフライアブス、DTの注意事項

- ・めまい、吐き気、胸痛、背部痛、その他の異常な症状がみられた時は、直ちにトレーニングを中止し、継続を再開する前に医師に相談してください。
- ・傷口、湿疹、腫れた箇所には使用しないでください。
- ・皮膚に疾患のある箇所またはその付近に刺激を与えないでください。
- ・心臓ペースメーカーや除細動器などの体内に電子医療機器を使用している方はパタフライアブスをご利用にならないでください。当製品を使用するとペースメーカーが適切に作動しない場合があります。

- ・シャワーや入浴中に使用しないでください。
- ・車や自転車の運転や機器の操作を行う際などケガや事故の危険が生じる可能性のある時は、使用しないでください。
- ・発育中の未成年または乳幼児には使用しないでください。

以下の場合場合は商品のご利用を見合わせてください。

- ・妊娠中及び出産後 6週間以内。
- ・生理中及び期間前後の体調に不安がある時。
- ・手術の直後または手術箇所への使用。

以下のいずれかに当てはまる場合、ご利用前にかかりつけの医師または専門医に相談してください。

- ・心疾患

50 MS（多発性硬化症）

- ・出産直後
- ・妊娠中
- ・重度の月経中
- ・静脈の炎症
- ・体調や健康に不安がある時。
- ・腹部にヤケドやケガの痕がある。
- ・重度の内臓疾患や病を併発している。
- ・筋肉または関節に持病や異常がある。
- ・認知機能や身体・精神において医療及び介護が必要な方。
- ・医療機器や精密機器を利用している。
- ・血圧や血行に心配や不安のある方

【運営業者】

株式会社プライムダイレクト

【代表取締役】

長野 庄吾

【WEB販売責任者】

森下 英則

【住所】

〒453-0809 愛知県名古屋市中村区上米野町四丁目20番地

【フリーダイヤル】

800-333-6116

51

【FAX番号】

052-308-3644

【メールアドレス】

info@primedirect.jp お問い合わせは [こちら](#)



**BUTTERFLY[®] DT
ABS[®]**

バタフライアブス デイープテック

通常価格

15,800円

送料
無料



▶ 通常価格で申し込む

身をまかせただけでおうちフィットネス。エクサボーテ



CONCEPT PRODUCT STORE FAQ

YA-MAN ONLINE
ヤーマン公式通販サイト

VOICE

QUATTRO BEAT クワトロビート

巻くだけ、
ダブル**体幹**エクサ。

1Wパワー！

3D
振動

本格
EMS



ご購入は
こちら

別紙 4 - 1

VOICE

分厚いお肉に、**巻**くだけ、**本格**エクサ。



下腹部

男女ともに溜まりやすい下腹部のお肉。インナーマッスルまで届くEMSでしっかり鍛えます。



腰まわり

年齢とともにつきやすい腰周りのお肉。引き締めるとヒップやウエストの印象が変わります。

※うつ伏せで使用



太もも

凸凹になりやすい太腿のお肉。エステの揉み出しのような刺激で滑らか肌に。



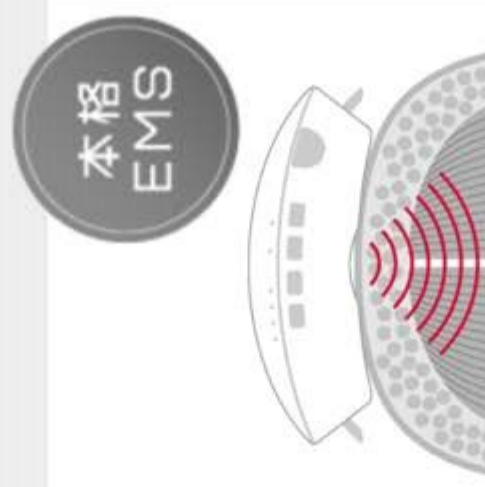
EFFECT

揉み出し×筋トレ^{ダスル}Wアスローチ



**超高速振動が固まった
お肉を揉み出す！**

お肉を効率的に揺らす、複雑で立体的な超高速3D振動が、まるでエステの揉み出しケアのような体感を実現します。



**電氣的な刺激による運動で
楽々時短トレーニング**

8段階に調節できる本格EMSで、巻くだけで表層筋、体幹の深層筋までしっかり刺激。運動が苦ミ間のない方でも、簡単にしっかりトレーニングできます。

**ご購入は
こちら**

VOICE

MONITOR

ながらトレーニングで、憧れ美ボディ

30日間でこの変化!

56



※30日間の商品使用と適切な運動・食事管理をあわせて行った結果です。※結果には個人差があります。Oさん -5.7cm / Oさん -4.2cm / モニター3名平均 -7.4cm < 平均使用時間 : 1.2時間/日 >



ご購入は
こちら

VOICE

SPECIALIST



57

美容家

伊勢 千秋さん

「
超高速3D振動と本格EMSで
プロのテクニックを再現
」

実はお腹まわりの蓄積したお肉はEMSの天敵。業務用EMS機器を使うプロ達は、まず揉み出しケアでお肉をやわらげてからEMSを使います。クワトロビートは超高速3D振動で揉み出しケアを行いながら、深層筋まで届く本格EMSで広範囲に刺激できるため、非常に理にかなった効率的な引き締めができると思います。

※個人の見解です。

ATHLETE



湘南ベルマーレフットサルクラブ
植松 晃都 選手



ご購入は
こちら

VOICE



湘南ベルマーレフットサルクラブ
植松 晃都 選手

「

自分では鍛えにくい筋肉まで、

しっかり刺激されている感覚があります

」

クワトロビートは、自分では鍛えにくい筋肉まで刺激されている感覚があるので、腹筋や太ももなど、特に鍛えたい部分を中心に使っています。空いた時間ですぐにトレーニングすることができるので、自宅や遠征先で、クワトロビートを使ってトレーニングしています。

※個人の見解です。



ご購入は
こちら

選択した商品



商品番号: ays34ym

クワトロビート

※通常納期

29,800円(税抜)

ご注文数

カートに入れる

♡ お気に入り登録

通電前

8日

📦 返品について

通電前8日であれば返品可能です

※詳しくは [ご利用ガイド](#) をご覧ください。

✉ この商品について問い合わせ

Exa Beauté

振動×EMS

ダブルパワーでガンコなお肉を撃退

振動×EMSで巻くだけスリム クワトロビート

QuattroBeat

高速3D振動×本格EMS

1日約10分 高速3D振動 本格EMS

あなたは「一ヶ月巻く」だけで
この結果が信じられますか？



クワトロビート 巻くだけ1ヶ月

ソフトロゼード 巻くだけEMSカ



※メーカー調べ

※結果には個人差があり、効果を保証するものではありません。

※モニター募集し応募した3名の平均データ ヘソ周り-7.4cm

※モニター期間 2017/2/20～2017/3/21

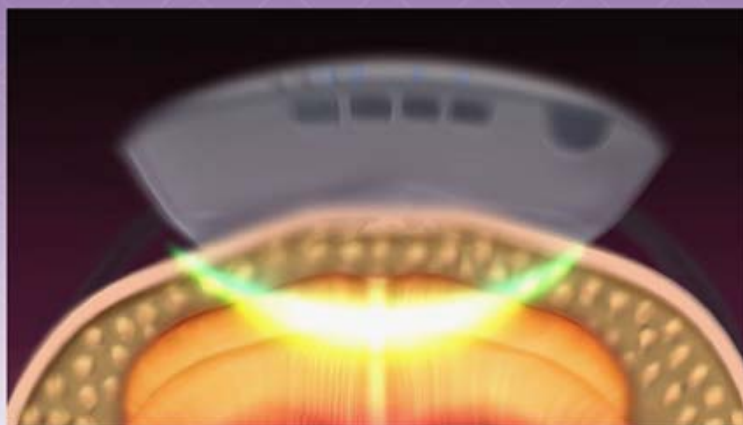
この秘密は、
ダブルアプローチ **振動**と**EMS**

高速立体3D振動

本格EMS



もみ流しと**筋肉刺激**が同時に



だから巻くだけで
憧れのスリムボディが手に入るのです

スリムを目指す条件

もみ流しと筋肉刺激のダブル効果

表面も奥も同時にアプローチ

ムダ肉にも凹凸肌にもアタック



お腹の ムダ肉をシェイプするには

シェイプの王道は筋肉を運動させることです、
一般的に表面のお肉や奥の筋肉が固い状態では
運動効果が出にくいと言われています。

エステでは、まずお肉や筋肉をしっかり
もみ流し、柔らかくしてから、
筋肉へアプローチして運動効果を高めています。



太ももやヒップの 凹凸肌をケアするには

痩せている人でも太ももの裏やお尻の下に潜んでい
凹凸肌。運動だけでは解消しにくいと言われていま



エステでは、表面の凸凹をしっかりもみ流してから奥の筋肉を刺激する施術を行って、引き締め効果を高めています。



引き締まったカラダ、スリムなボディを
目指すのに必要なことは



お肉のもみ流し
[高速立体3D振動]

筋肉トレーニング
[EMS]

(イメージ)



この2つを同時にやるのが

巻くだけスリム クワトロビート

QuattroBeat

高速3D振動×本格EMS

point
1

1分間に約800～1300回転の
高速3D振動で広範囲のお肉を揺らす

人気の3D振動マシンを大幅に小型化。
複雑かつ立体的な3D振動を実現しました（特許出願中）。
お肉を柔らかい状態にすることで、結果を導きやすい状態に。

広範囲を刺激するパワフルな3D振動



※千葉大学にて測定

(イメージ)

point
2

1分間に320回以上の本格仕様EMSで

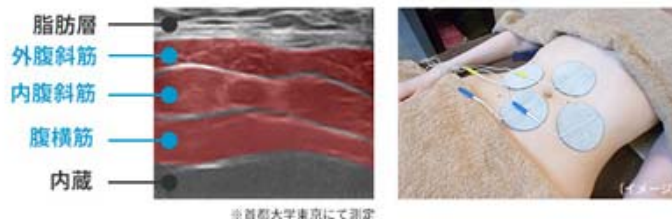
インナーマッスルまでしっかり刺激

体の表面から奥の筋肉インナーマッスル（腹横筋）までしっかり刺激する本格仕様。

5～40HzのEMSが振動に合わせて自動的に出力します。

EMSレベルは8段階まで選択可能。

インナーマッスル（腹横筋）まで刺激する本格EMS



point
3

使い方は簡単！3つのモードで 簡単「ながら」エクササイズ

気になる部分に巻き、スイッチを入れてモードを選ぶだけ。

セルケアモード

振動の体感が強く、お肉の揉み流しに最適なモード



引き締めモード

EMSの体感が強く、筋肉の引き締めに最適なモード



ソフトモード

振動が断続的にオンオフする
気軽に出来る低振動モード。
かゆみが気になる方に



クワトロビートでこの結果を
手に入れた方々が続々と現れています！



気になる部分にピンポイントで！

初めは振動に驚きましたがすぐに慣れて、気になる部分にピンポイントで使っていました。洗い物をしながら、テレビを見ながらなど何かをやりながら使うことができて嬉しいです。

主にお腹周りで使用しましたが、奥までしっかり届く感じで、お腹も温まり、すぐにスッキリしたことに驚きました。

使用感はとても満足でき、ぜひ継続して使用したいです！

■さん（52歳）



ダブルパワーで、目指せ！楽しく美腹筋

ブルブルの振動が気持ちいい！使い初めて3日目位からお腹のぼっこりがスッキリしてきた感じがしたんですけど、そんなにすぐに効果が出る？気のせい？と思っていました。

それが2週間目に入った頃、ぴったりだったスカートのウエストがゆるくなり始めて...まさかと思いました。その翌週には、同じスカートがゆるゆるになっていて、本当にびっくりしました！友達からも「あれ？なんかスッキリした？」と言われちゃいました。

クワトロビートを着けてスイッチを押すだけで、辛い筋トレをしたり、わざわざジムへ足を運んだりすることもなく、家で俗にいう〇〇ながらでスリムになれるなんて、本当に素敵すぎます！

「気持ちいいブルブルでお肉をもみ流して、キュッって感じのEMSで筋トレ」

このダブルパワーで、目指せ！楽しく美腹筋です(笑)

■さん（44歳）



巻くだけスリム クワトロビート QuattroBeat

セット内容

本体、EMS電極パッド2枚、カバーパッド1枚、ベルト2本（長・短）、ACアダプター

サイズ

[本体]約19.7×12.5×7.1cm、約1kg
[ベルト]長：95.5×5cm、短：59×5cm

その他

モード：3種類
振動：オンオフ切り替え
EMSレベル：8段階



Q&A

表示例



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

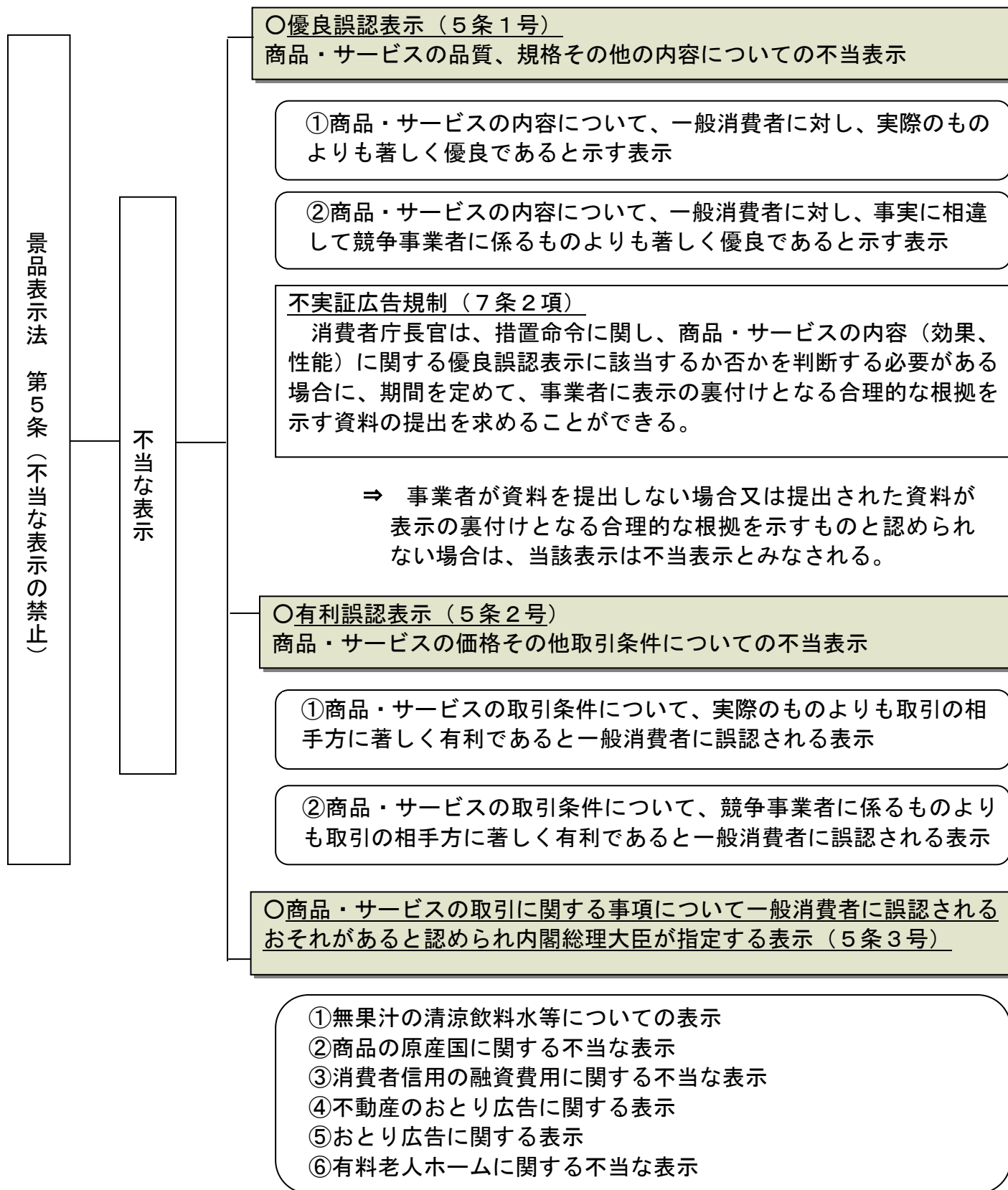
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第 6 4 0 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

株式会社オークローンマーケティング
代表取締役 青谷 宣孝 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「スレンダートーン アブベルト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日に B S 放送を通じて放送した「ショッピングジャパン」と称するテレビショッピング番組（以下「本件番組」という。）において、「1 0 2 . 4 センチあったウエストはなんと 8 8 センチに。驚きのマイナス 1 4 . 4 センチ」、「なんと、マイナス 1 9 . 6 センチのお腹引き締めに成功。出産前のお腹を取り戻した」等と、別表 1 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

(イ) 平成 3 1 年 3 月 2 7 日に自社ウェブサイトで配信した動画において、「使用前 ウエスト 1 0 2 . 4 c m → 使用后 8 8 . 0 c m」、「- 1 4 . 4 c m」等と、別表 2 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、1 か月又は 6 週間で腹部の痩身効果が得られるかのよう示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合

合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社オークローンマーケティング（以下「オークローンマーケティング」という。）は、名古屋市東区東桜一丁目13番3号に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。

(2) オークローンマーケティングは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。

(3) オークローンマーケティングは、本件商品に係る本件番組及び自社ウェブサイトで配信する動画の表示内容を自ら決定している。

(4)ア オークローンマーケティングは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 平成30年12月20日にBS放送を通じて放送した本件番組において、「102.4センチあったウエストはなんと88センチに。驚きのマイナス14.4センチ」、「なんと、マイナス19.6センチのお腹引き締めに成功。出産前のお腹を取り戻した」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

(イ) 平成31年3月27日に自社ウェブサイトで配信した動画において、「使用前ウエスト102.4cm→ 使用後 88.0cm」、「-14.4cm」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、1か月又は6週間で腹部の痩身効果が得られるかのよう

に示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、オークローンマーケティングに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、オークローンマーケティングは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ オークローンマーケティングは、前記アの表示について

(ア) 平成30年12月20日にBS放送を通じて放送した本件番組において、

「※スレンダートーンと適切な栄養管理も行った結果です」、「※効果には個人差があります」、「※個人の感想であり効果には個人差があります」、「※山田ローラさんが使用した機種は本商品ではなくその上位モデルです」及び「※上位モデルのスレンダートーンコネクトと適切な運動・栄養管理も行った結果です」と表示

- (イ) 平成31年3月27日に自社ウェブサイトで配信した動画において、「※効果には個人差があります」、「※スレンダートーンと適切な栄養管理も行った結果です」及び「※個人の感想であり効果には個人差があります」と表示

していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、オークローンマーケティングが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ

の処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

表示内容
・肥満体の人物の腹部の映像と共に、「あなたのお腹周りは大丈夫ですか」との音声、人物の映像と共に、「元日本サッカー界のエースストライカー城彰二も引退後、全く運動しなくなって御覧の体型に」との音声、人物の映像と共に、「プロラグビー選手と結婚後、かわいい双子を出産した人気モデル山田ローラも育児に追われる日々で御覧の体型に」との音声、「同じようなお悩みを抱えていませんか、そんなあなたに」との音声、「EMS 機器市場 5 年連続売り上げ金額 No. 1」との音声及び文字の映像、本件商品の映像と共に、「巻くだけで腹筋スレンダートーン」との音声及び文字の映像、「全世界シリーズ販売台数 9 0 0 万台突破の実績」との音声及び文字の映像、本件商品を腹部に装着している人物の画像と共に、「スレンダートーンは、1 プログラム 3 0 分」及び「ベルトを巻くだけであなたの腹筋が鍛えられる夢のアイテム」との音声、本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「憧れの引き締まったお腹もスレンダートーンなら巻くだけでオーケー」との音声、並びに本件商品を腹部に装着した人物がベッドでくつろぐ映像と共に、「激しい運動ナシ!」、「過激な食事制限ナシ!」及び「巻くだけでお腹が引き締まる!」との文字の映像 ・肥満体の人物の腹部の映像と共に、「脂肪たっぷりのだらしないお腹」との音声及び「ぽっこりお腹を引き締めるには?」との文字の映像、筋肉質の人物の腹部の映像と共に、「このお腹を引き締める近道、それは筋肉をつけること」との音声、人体の腹部周辺の筋肉等の立体イメージ映像と共に、「筋肉が少ないと脂肪が燃焼されづらく、筋肉が増えると基礎代謝が上がり、脂肪が燃焼されやすい身体に」及び「また腹筋は複数の筋肉でコルセットのようにお腹まわりを支えています」との音声、「筋肉」、「脂肪」、「脂肪は筋肉で燃焼される」、「筋肉が多いほど痩せやすい」及び「腹筋はお腹周りを支えている」との文字の映像、筋肉質の人物の腹部の映像と共に、「だからこそ、腹筋を鍛えることがぽっこりお腹解消への近道なのです」との音声及び「腹筋を鍛える→ぽっこりお腹解消」との文字の映像、苦痛に歪んだ表情で腹筋運動をする人物の映像と共に、「しかし腹筋を鍛えるといってもなかなか時間がないし、気力も続かないと最初から諦めていませんか」との音声、並びに本件商品の映像と共に、「そんなあなたに、巻くだけで腹筋スレンダートーン」との音声 ・本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「スレンダートーンはベルトを巻いてスイッチを入れるだけ」及び「ラクして本格的な筋力トレーニングが行えます」との音声、「ベルトを巻いてスイッチを入れる」及び「ラクして本格的な筋力トレーニング!」との文字の映像、本件商品の映像と共に、「その秘密は EMS テクノロジー」との音声、本件商品により筋肉に低周波が流れるイメージ

映像と共に、「EMSとは筋肉に低周波シグナルを送り、あなたの意志とは関係なく筋肉が収縮と弛緩を繰り返し、引き締める技術」との音声、苦痛に歪んだ表情で腹筋運動をする人物の映像と共に、「通常の腹筋運動では、正面、脇腹を同時に鍛えることはできません」との音声、並びに「腹筋運動」及び「お腹全体を一度に鍛えるのは難しい」との文字の映像

- ・筋肉質の人物が本件商品を装着している映像と共に、「スレンダートーンなら3つのパッドで正面、右脇腹、左脇腹を一気にアプローチ」との音声、「正面」、「右脇腹」、「左脇腹」、「スレンダートーン」及び「広範囲の筋肉を一気にアプローチ」との文字の映像、筋肉質の人物が本件商品を装着している映像と共に、「その運動効果は、なんと、最大腹筋運動300回以上に相当」との音声、「30分2セット巻くだけで」及び「最大腹筋300回以上に相当」との文字の映像、並びに本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「スレンダートーンならベルトを巻くだけで腹筋運動が自動で始まり、理想の引き締まったお腹へと導くのです」との音声
- ・本件商品の映像と共に、「スレンダートーンお腹引き締めチャレンジ」との音声、人物の映像と共に、「まず最初にスレンダートーンを使ってお腹の引き締め挑戦するのは、城彰二。現在、サッカー解説者として活躍する元日本プロサッカー界のエースストライカー、現役時代はバキバキだったお腹も今では」との音声、人物が洋服をめくり腹部を見せている映像と共に、「もうブヨブヨブヨしていますから」及び「完全な脂肪ですね」との音声、人物が腹部を計測されている映像と共に、「測ってみると、サイズだけはワールドクラス」及び「102.4センチです」との音声、上半身裸の人物の正面・横からの映像と共に、「※撮影当時 城彰二（41歳）」、「ウエスト102.4cm」、「体重88.8kg」、「体脂肪率24.6%」及び「身長178.5cm」との文字の映像、人物の映像と共に、「ピッチで輝いていたストライカーはなぜこんなになってしまったのか」、「今はほとんど動かないので」及び「100m先のコンビニも車でで行ってしまうくらいですから」との音声、人物の映像と共に、「運動はしなくなっても食べる量は減らせない。その結果、ブクブクと太り、残念な姿に」との音声、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着る映像と共に、「現役時代の頃と同じサイズのスーツを用意」との文字の映像、並びに「チャックが上がらないですもん。うわー、駄目だ。あー、きつい」及び「もう太っていいやみたいな感じでね、思っていましたけど、これはちょっとショックですね」との音声、「ということで、さっそくスレンダートーンを試してもらうことに」との音声、本件商品を装着している人物の映像と共に、「コレね筋肉がグ〜ッと収縮される感じで」、「奥まですごい」及び「巻くだけだったらこんなラクなことはない」との音声及び文字の映像、人物の映像と共に、「多忙な毎日の中 1か月でぽっこり

お腹は解消できたのか？」との文字の映像、腹部の出た人物の映像と共に、「結果発表」との文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「102.4センチあったウエストはなんと88センチに。驚きのマイナス14.4センチ」との音声、人物の映像と共に、「これね、現役とほぼ変わらないですからね」及び「凄いいね、これ」との音声、「現役時代（のサイズ）とほぼ変わらない！」との文字の映像、「オレは一切頑張っていないけど」との音声及び文字の映像、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着ている映像と共に、「そして1か月前には全く入らなかった現役時代に着ていたサイズのスーツ、そのスーツにリベンジをするときが来た」との音声、「ちょっと待って、えっ、見てこれ、えっ、指が入るよ」及び「これはやばい、ベルトが足りない」との音声、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着ている前後比較映像と共に、「続いて息もできないくらいきつかったあのジャケットは」及び「見てこれ、凄くないこれ」との音声、人物が現役時代の頃と同じサイズとされるスーツを着ている映像と共に「巻くだけですから」、「ベルトと一緒にですよ」、「何の手間もかからないですし」及び「コレが続けられる理由かなと思う」との音声及び文字の映像、人物の映像と共に、「あの見事なお腹が引き締まり、生まれ変わった城彰二」との音声及び「わずか1か月で見事に引き締まった城彰二！」との文字の映像、上半身が見えた服装でポーズを取る人物の映像と共に、「そしてこんなことにも挑戦」及び「どうですかみなさん たった1か月でこの変身っぷり」との音声、人物の腹部の前後比較映像と共に、「これが巻くだけで腹筋スレンダートーンの実力なんです」との音声、上半身が見えた服装でポーズを取る人物の映像と共に、「さあ次はあなたの番です」との音声、並びに「引き締まった腹筋を手に入れましょう！」との音声及び文字の映像

- ・人物の映像と共に、「モデル、タレントとして活躍中の山田ローラさん」との音声及び「モデル・タレント 山田ローラ（29歳）」との文字の映像、腹部の出た人物の映像と共に、「産後太りを放置した結果、プヨプヨのお腹に」との音声、腹部の出た人物の上半身の映像と共に、「そんなローラさんが、たった6週間で」との音声、人物の映像と共に、「マイナス19.6センチ」との音声及び「ウエストー19.6cm」との文字の映像、「そう、スレンダートーンは巻くだけ」及び「だから」との音声、人物の腹部の前後比較映像と共に、「こちらの男性も1か月巻いただけで驚きのマイナス18センチ」との音声、「使用前」、「使用后」、「1か月」、「ウエストー18.0cm」及び「XXXXXXXXXXさん（48歳）」との文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「こちらの女性もなんとマイナス14センチに」との音声、「使用前」、「使用后」、「1か月」、「ウエストー14.0cm」及び「XXXXXXXXXXさん（32歳）」との文字の映像、スリムな体型の人物が本件商品を装着している映像と共に、「使い方は1プログラム

たった30分お腹に巻くだけ」との音声及び「30分お腹に巻くだけ!」との文字の映像、並びに筋肉質の人物の映像と共に、「さあ、あなたもスレンダートーンで、ラクして引き締まったお腹を手に入れましょう」との音声

- 本件商品の映像と共に、「スレンダートーンお腹引き締めチャレンジ」との音声及び「巻くだけで腹筋スレンダートーン お腹引き締めチャレンジ」との文字の映像、人物の映像と共に、「第2のチャレンジャーは山田ローラさん」及び「170センチの長身を活かしモデルとして活躍。タレントとしてバラエティ番組にも出演」との音声、「モデル・タレント 山田ローラ(29歳)」との文字の映像、人物の映像と共に、「どんな悩みがあるのか」との音声、「子供が生まれてから1年以上経つんですけどなかなか体型が戻らない」との音声、「山田ローラのお悩み」との文字の映像、「出産してから永遠にぽっこり」及び「妊娠前のお腹を覚えていない」との音声及び文字の映像、「体型カバーに必死でしょうがない」及び「ふわっとしたものだったりとか、形が見えない服装で隠す」との音声、「体型カバーに必死」及び「体の形が見えない服装で隠す」との文字の映像、腹部の出た人物の上半身の映像と共に、「そんな隠し続けてきたお腹がこちら。そのサイズは出産前と比べて20センチも増加」との音声及び「ウエストサイズ 出産前と比べて20cm増加」との文字の映像、「こんなお腹になってしまったのは母であることがゆえの理由があった」との音声、人物の映像と共に、「双子の生活リズムです。常に」、「私1人のタイミングがすごい少ない」及び「何にも出来ていない。てんやわんやです。毎日」との音声、「私1人のタイミングがない」及び「何にも(運動が)出来ていない てんやわんやで時間がない」との文字の映像、子育てをする人物の映像と共に「運動したくてもその時間取ることができないんだとか」との音声及び「仕事・家事・子育てに忙しく運動する時間がとれない」との文字の映像、ジーンズをはきたるんだお腹をつまむ人物の映像と共に、「そんなローラさん、以前はけていたというスキニージーンズもこのありさま」との音声、「お腹のお肉が乗っちゃいます ぽっこりを超えてデロンとなっている」との音声及び文字の映像、人物が本件商品を腹部に装着している映像と共に、「そんな落ち込むローラさんに、さっそくスレンダートーンをお試しいただくことに」との音声、腹部の出た人物の上半身の映像と共に、「スレンダートーン生活スタート」との音声及び「6週間スレンダートーン生活START」との文字の映像、「このお腹から6週間で出産前のお腹に戻すことはできるのか」及び「はたして」との音声、人物の映像と共に「開始から3日目」との音声及び「スレンダートーン生活3日目」との文字の映像、「仕事に出かけるローラさんを直撃」及び「スレンダートーンは着けてらっしゃいます」との音声、「着けてます、わからないでしょ」及び「腹筋してます」との音声及び文字の映像、「そうなんです、スレンダートーンは身体にフィットするので、

洋服の下でも目立たずコードレス」との音声、人物の移動中、工作中及び家事中の映像と共に、「だから移動中も、仕事でも、家事の最中も、巻いて腹筋」との音声、「移動中」、「工作中」、「家事中」及び「時間と場所を選ばずながら腹筋が出来る」との文字の映像、「チャレンジ開始から3週間」との音声、「スレンダートーン生活開始から3週間」との文字の映像、食事をする人物の映像と共に、「最近野菜を摂ることを気にかけています」との音声及び文字の映像、並びに家事及び育児を行う人物の映像と共に、「スレンダートーンは巻くだけだから家事をしながら、子供たちと遊んでいるときだって、ながらで腹筋」との音声及び「スレンダートーンはコードレス 家事・育児の間に『ながら腹筋』」との文字の映像

- ・人物の腹部の前後比較映像と共に、「お腹を見せてもらおうと、確かに、スタート時にぽっこりしていたお腹がスッカリ。女性らしいウエストラインも見えてきた」、「そのサイズはスタート時と比べ、マイナス9.2センチ」との音声、並びに「使用前」、「3週間後」及び「-9.2cm」との文字の映像
- ・仕事や家事等を行う人物の映像と共に、「お腹引き締めチャレンジすること6週間、出産後1年以上が過ぎたにも関わらず、お腹がぽっこり、果たして結果は」との音声及び「山田ローラのスレンダートーンお腹引き締めチャレンジ結果発表」との文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「チャレンジ前は突き出ていたお腹も見事スッカリ。引き締まったウエストラインを手に入れ、こんなにも美しく変身したローラさんの姿が。たった6週間で見違えるようなお腹周りに」との音声、腹囲を計測される人物の映像と共に、「出産前のサイズに戻ることはできたのか?」との音声及び文字の映像、「ウエスト19.6cm」との音声及び文字の映像、人物の腹部の前後比較映像と共に、「なんと、マイナス19.6センチのお腹引き締め成功。出産前のお腹を取り戻した」との音声、「使用前」、「使用后」及び「-19.6cm」との文字の映像、腹部が見える服装でポーズを取る人物の映像と共に、「美しいウエストラインが復活!」との音声及び文字の映像、「うっすら腹筋のラインも見えている」との音声、ジーンズをはき、たるんだお腹をつまむ人物の映像と共に、「ここまで変化が出ていれば、以前はたるんだお肉がはみ出していたあのスキニージーンズにも挑戦できるのでは」との音声、ジーンズをはき、お腹を見せる人物の映像と共に、「御覧ください。ズボンの上に乗っかっていたお肉がなくなりスッカリ。なんなくはきこなすことが出来ました」との音声、並びに人物の映像と共に、「ちょっとゆるめなんですよ 余裕できました」との音声
- ・人物の腹部の前後比較映像と共に、「短期間でこんなに変わるってほんとすごいビックリ」との音声、人物の映像と共に、「スレンダートーンのおかげでちゃんとした道に戻してくれたような感じがします」及び「スレンダートーンは私に

とって第二の人生のスタートを切ってくれた存在です」との音声、腹部が見える服装でポーズを取る人物の映像と共に、「さらに美しくなったローラさん。御覧ください、見事引き締まったウエスト。これがスレンダートーンの実力なのです」との音声、人物の腹部の前後比較映像と共に、「忙しくたって諦めなくていいんです。巻くだけだからいつでもどこでも腹筋。さあ、次はあなたの番です」との音声、並びに「時間がなくても諦めなくて大丈夫」及び「いつでもどこでも腹筋」との文字の映像

- ・人物の映像と共に、「スレンダートーンで引き締まった腹筋を手に入れましょう」との音声及び「引き締まったウエストラインを手に入れよう！」との文字の映像

別表 2

表示内容
・元プロサッカー選手の人物の 2006 年当時の映像、人物が洋服をめくり腹部を出している映像と共に、「2016 年 城彰二」との文字の映像、並びに人物の全身の映像及び「城彰二（41 歳） ウエスト 102.4 cm、体重 88.8 kg 体脂肪率 24.6% 身長 178.5 cm」との文字の映像 ・本件商品を手渡されている人物の映像と共に、「城彰二がぽっこりお腹を解消！？スレンダートーン 1 か月チャレンジ」との文字の映像、「巻くだけで腹筋 スレンダートーンをお試し！」との文字の映像、「こんなので腹筋が鍛えられる訳がないじゃないですか！」との文字の映像、並びに「全く信じていない様子・・・」との音声及び文字の映像 ・人物の映像及び「開始から 6 日目」の文字の映像、並びに「筋肉痛になってスゴイ効いている感じ」、「7 cm くらい 6 日で引き締まっている！」及び「早くもスレンダートーンが威力を発揮！」との音声及び文字の映像 ・「結果発表」との文字の映像、人物の本件商品使用前後の身体の映像、並びに「使用前 ウエスト 102.4 cm→ 使用後 88.0 cm」及び「-14.4 cm」との文字の映像 ・人物の映像、「現役自体（のサイズ）とほぼ変わらない！」との文字の映像、人物がスーツを着ようとしている映像、「全く入らなかった現役時代のサイズのスーツ」との文字の映像、人物が同スーツを着ている映像、並びに「見て！」、「ほら見て！」、「スゴくないコレ！」、「巻くだけですから」、「何の手間もかからないですし」及び「コレが続けられる理由かなと思う」との音声及び文字の映像

消表対第 6 4 1 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

株式会社ディノス・セシール
代表取締役 石川 順一 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 2 9 年 5 月 2 3 日から平成 3 1 年 4 月 1 5 日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「ウエスト（へそ周り）さん - 8. 6 c m 7 9. 3 → 7 0. 7 さん - 1 5. 4 c m 9 3. 4 → 7 8. 0 さん - 1 1 c m 9 7. 7 → 8 6. 7 さん - 1 2. 5 c m 8 0. 3 → 6 7. 8」等と、別表「表示内容」欄記載のとおりに表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の振動によって腹部の肉が柔らかくなり、かつ、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が刺激されることにより、4 週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ディノス・セシール（以下「ディノス・セシール」という。）は、東京都中野区本町二丁目46番2号に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) ディノス・セシールは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ディノス・セシールは、本件商品に係る自社ウェブサイトで配信する動画の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ディノス・セシールは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年5月23日から平成31年4月15日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「ウエスト（へそ周り）さん - 8.6cm 79.3→70.7 さん - 15.4cm 93.4→78.0 さん - 11cm 97.7→86.7 さん - 12.5cm 80.3→67.8」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の振動によって腹部の肉が柔らかくなり、かつ、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が刺激されることにより、4週間で腹部の痩身効果が得られるかのよう示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ディノス・セシールに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ディノス・セシールは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ ディノス・セシールは、前記アの表示について、平成29年5月23日から平成31年4月15日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「※個人差があり 結果を保証するものではありません」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ディノス・セシールが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品

の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「高速3D振動+EMS」との文字の映像 ・本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「EMS+振動で効率よくスリムが目指せるクワトロビート」、「振動でお肉を柔らかくしながら筋肉を刺激できちゃう」及び「1分間に320回以上筋肉を刺激」との文字の映像 ・部屋で寝転んだり座ったりしながら本件商品を装着して携帯電話やテレビを見ている4名の人物の映像と共に、「クワトロビート 4週間体験」との文字の映像 ・部屋で座りながら本件商品を装着して携帯電話を見ている人物の映像と共に、「 さん(32)」及び「とにかくラクに続けられる!」との文字の映像 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん(32)」、「使用前」、「4週間後」及び「(ウエスト) - 8.6 cm」との文字の映像 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん(36)」、「使用前」、「4週間後」及び「(ウエスト) - 15.4 cm」との文字の映像 ・部屋で座りながら本件商品を装着してテレビを見ている人物の映像と共に、「 さん(44)」との文字の映像 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん(44)」、「使用前」、「4週間後」及び「(ウエスト) - 11 cm」との文字の映像 ・「クワトロビート 4週間体験結果」及び「ウエスト(へそ周り) さん - 8.6 cm 79.3→70.7 さん - 15.4 cm 93.4→78.0 さん - 11 cm 97.7→86.7 さん - 12.5 cm 80.3→67.8」との文字の映像 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「 さん(34)」、「使用前」、「4週間後」、及び「- 12.5 cm」との文字の映像 ・本件商品を腹部に装着する人物の映像と共に、「使い方簡単 EMSパッドを付けて巻くだけ!」との文字の映像

消表対第 6 4 2 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

株式会社ディノス・セシール
代表取締役 石川 順一 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「TBC スレンダーパッド BE」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 30 年 8 月 3 日から令和元年 8 月 26 日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「ウエスト（へそ周り）」、「■さん（45 歳）－11.4 cm（90.4→79.0）」、「■さん（30 歳）－12.8 cm（82.3→69.5）」、「■さん（25 歳）－18.8 cm（100.1→81.3）」、「■さん（56 歳）－14.5 cm（88.0→73.5）」、「■さん（34 歳）－7.5 cm（86.5→79.0）」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や運動をすることなく、1 日 20 分間の使用を 4 週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

なければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ディノス・セシール（以下「ディノス・セシール」という。）は、東京都中野区本町二丁目46番2号に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) ディノス・セシールは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ディノス・セシールは、本件商品に係る自社ウェブサイトで配信する動画の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ディノス・セシールは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月3日から令和元年8月26日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「ウエスト（へそ周り）」、「■■■■さん（45歳）－11.4cm（90.4→79.0）」、「■■■■さん（30歳）－12.8cm（82.3→69.5）」、「■■■■さん（25歳）－18.8cm（100.1→81.3）」、「■■■■さん（56歳）－14.5cm（88.0→73.5）」、「■■■■さん（34歳）－7.5cm（86.5→79.0）」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や運動をすることなく、1日20分間の使用を4週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ディノス・セシールに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ディノス・セシールは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ ディノス・セシールは、前記アの表示について、平成30年8月3日から令和元年8月26日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「※個人差があり結果を保証するものではありません」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ディノス・セシールが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・腹筋をしている人物の映像と共に、「大キライ！」との文字の映像、並びに「運動大嫌い！」及び「食事制限大嫌い！」との音声 ・腹部をつまんでいる人物の映像と共に、「キレイな体を手に入りたい！」との文字の映像、並びに「そんなあなたに！」との文字の映像及び音声 ・筋肉質の人物2名が本件商品を腹部に装着している映像と共に、「業界最大手エスティックTBCが開発！シェイプマシン」との文字の映像及び「メリハリボディを目指すために業界最大手エスティックTBCが辿り着いたシェイプマシン」との音声 ・本件商品の映像と共に、「スレンダーパッドBE」との文字の映像、並びに人物が本件商品を腹部に装着している映像と共に、「最大の特長 パワフルな筋トレパフォーマンス」との文字の映像及び「最大の特徴は、見た目からは想像もつかない程パワフルな筋トレパフォーマンス」との音声 ・エステサロンにおける施術の映像と共に、「TBCボディシェイプコース」及び「フューチャーストリームコース 独自のパッド配置で効率的に筋肉にアプローチ」との文字の映像 ・本件商品を装着する部位が光っている腹筋のイメージ図と共に、「腹直筋 腹斜筋を一気に鍛える」との文字の映像及び「メリハリボディを目指す上で大切な腹直筋・腹斜筋を一気に刺激」との音声 ・本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「1日1回たった20分でOK！」との文字の映像及び「さらにうれしいのは、1日1回たった20分というお手軽さ」との音声 ・人物の映像と共に、「子育てが忙しい 〇〇さん（45）」及び「ウエストー11.4cm」との文字の映像 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「諦めていたこのお腹も、4週間でこの結果」との音声 ・ウエスト部分を指し示すマークのついた人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「腹直筋と腹斜筋へのダブルアプローチでなんと くびれまで」との音声及び「クビレGET！」との文字の映像 ・寝ながら携帯電話を操作している人物の映像と共に、「お酒が大好き 〇〇さん（30）」との文字の映像及び「気持ちよく、楽々、スレンダーパッドBEを使った結果」との音声 ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週

間後」との文字の映像、並びに「スリムな割に締まりのなかったお腹が」及び「スレンダーパッドB Eのアクティブな刺激で、腹筋ラインが見えるほどきれいに」との音声

- ・計測結果を伝えられている人物の映像と共に、「仕事が忙しく運動不足 ■■■さん（34）」及び「ウエストー7.5cm」との文字の映像
- ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「筋トレから逃げていたお腹が、ここまでスッキリ」との音声
- ・腹部の出た人物の映像と共に、「炭水化物が大好き ■■■さん（25）」及び「でっぷり」との文字の映像、並びに「このでっぷりとした、立派なお腹」との音声
- ・本件商品を装着してソファに寝そべっている人物の映像と共に、「食べて 貼って 毎日ゴロゴロ♪」との文字の映像
- ・計測結果を伝えられている人物の映像と共に、「ウエストー18.8cm」との文字の映像
- ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「このでっぷりしたお腹が、ここまで引き締まったんです」及び「スレンダーパッドB Eなら、1日20分使ってこの結果」との音声
- ・計測結果を伝えられている人物の映像と共に、「最年長 ■■■さん（56）」及び「ウエストー14.5cm」との文字の映像
- ・本件商品を使用した前後の人物の腹部を比較した映像と共に、「使用前」及び「4週間後」との文字の映像、並びに「4週間前、気にしていたこのお腹に」、「男性らしい、この腹筋」及び「広く、大きく、筋肉を刺激してこの変化」との音声
- ・人物の映像と共に、「4週間体験結果」、「ウエスト（へそ周り）」、「■■■さん（45歳）ー11.4cm（90.4→79.0）」、「■■■さん（30歳）ー12.8cm（82.3→69.5）」、「■■■さん（25歳）ー18.8cm（100.1→81.3）」、「■■■さん（56歳）ー14.5cm（88.0→73.5）」及び「■■■さん（34歳）ー7.5cm（86.5→79.0）」との文字の映像、並びに「個人差はありますが、嬉しい結果に全員が大満足」との音声
- ・本件商品を腹部に装着している2名の筋肉質な人物の映像と共に、「老舗エステサロンの本気をぜひ！」との文字の映像

消表対第 6 4 3 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

株式会社プライムダイレクト
代表取締役 長野 庄吾 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「バタフライアブス」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 3 0 年 9 月 2 2 日に B S 放送を通じて放送した「プライムダイレクト」と称するテレビショッピング番組（以下「本件番組」という。）において、「**ウエスト** - 1 8 c m サイズダウン!」、「**体**
重 - 7 . 2 k g **ウエスト** - 1 0 . 0 c m」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、2 か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社プライムダイレクト（以下「プライムダイレクト」という。）は、名古屋市
中村区上米野町四丁目20番地に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) プライムダイレクトは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) プライムダイレクトは、本件商品に係る本件番組の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア プライムダイレクトは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年9月22日にBS放送を通じて放送した本件番組において、「**ウエスト** - 18 cm サイズダウン!」、「**体重** - 7.2 kg **ウエスト** - 10.0 cm」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、2か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、プライムダイレクトに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、プライムダイレクトは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ プライムダイレクトは、前記アの表示について、平成30年9月22日にBS放送を通じて放送した本件番組において、「※個人の感想です。効果には個人差があります。」及び「※効果には個人差があります。適度な運動と食事制限を行った結果です。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、プライムダイレクトが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・ 本件商品を腹部に貼った筋肉質な人物の映像と共に、「シニアだって諦めない！！」との文字の映像及び音声 ・ 本件商品を腹部に貼った人物の映像と共に「おおー、キてます」との音声及び「キてます！」との文字の映像 ・ 本件商品を腹部に貼った人物の映像と共に、「あ、お腹が勝手に動いてますね」との音声及び「勝手に動いてますね！」との文字の映像 ・ 本件商品を腹部に貼った筋肉質な人物の映像と共に、「秘密は筋肉の収縮を促すEMS。1分間に4,200回もの電気振動を実現」との音声及び「筋肉を収縮させる電気振動EMS Electrical Muscle Stimulation」との文字の映像、並びに筋肉のエコー映像及び「1分間に最大4200回の電気振動」との文字の映像 ・ 腹部を計測されている人物の映像と共に、「自宅の階段で家族とすれ違うことも大変だった■■■さんが、バタアブでウエストマイナス18センチもサイズダウンに成功」との音声、「2カ月間チャレンジャー ■■■さん 55歳」及び「<u>体重：101.5kg</u> <u>ウエスト：113.5cm</u>」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「before」、「after」及び「<u>ウエスト</u> -18cmサイズダウン！」との文字の映像、並びに「ここまで引き締まるんですね！」との音声及び文字の映像 ・ インタビューを受ける理学療法士と称する人物の映像と共に、「このEMSについて、理学療法士は」との音声、並びに「無理な運動ができない方 また筋肉が落ち始めているシニアの方にも 筋肉を直接動かす事ができる器具になります」との音声及び文字の映像 ・ 腹部を計測している人物の映像と共に、「50代目前、■■■さんも、バタアブで、見事サイズダウンに成功」との音声、「2カ月間チャレンジャー ■■■さん 47歳」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「before」、「after」及び「<u>体重</u> -7.2kg <u>ウエスト</u> -10.0cm」との文字の映像、並びに「太ももにも隙間が」との音声

消 表 対 第 ○ 号
令和 2 年 3 月 ○ 日

株式会社プライムダイレクト
代表取締役 長野 庄吾 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「バタフライアブスディープテック」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 28 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バタフライアブスディープテック 1 ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエストー 13cm」及び「さん 42 歳」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に使用すれば、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、1 か月で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社プライムダイレクト（以下「プライムダイレクト」という。）は、名古屋市
中村区上米野町四丁目20番地に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) プライムダイレクトは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) プライムダイレクトは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア プライムダイレクトは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成31年4月1日から令和元年8月28日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バタフライアブスディーブテック1ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト-13cm」及び「 さん 42歳」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に使用すれば、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、1か月で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、プライムダイレクトに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、プライムダイレクトは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ プライムダイレクトは、前記アの表示について、平成31年4月1日から令和元年8月28日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「※結果には個人差があり、すべての方が同様の結果になるとは限りません。」、「※ダイエットの結果は、適切な食事管理とプログラムに基づいた運動、軽い運動や10分程度のウォーキング)の併用によるものです。」及び「※効果には個人差があります。適度な運動と食事制限を行った結果です。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、プライムダイレクトが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商

品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・筋肉質な2名の人物の画像と共に、「進化した次世代型EMSで自分史上最高ボディへ」と記載 ・腹部をつまむ人物の画像と共に、「こんなお悩みありませんか?」、「長い間お腹がたるんでいる」、「ダイエットが続かない」、「ジムに通ったり運動する時間がない」及び「きついトレーニングはしたくない」と記載、並びに本件商品を腹部に貼った筋肉質な2名の人物の画像と共に、「そんなあなたに!」及び「バタフライアブスディープテック」と記載 ・「バタフライアブスディープテック1ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト-13cm」及び「XXXXXXXXXXさん 42歳」と記載 ・人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト-13cm」及び「XXXXXXXXXXさん 70歳」と記載 ・「1回たった20分のながらトレーニングを1ヶ月でこの結果!」 ・腹部に本件商品を貼ってスイッチを押している人物の画像と共に、「使い方はとっても簡単!」及び「お腹に貼ってスイッチオン 貼って待つだけだから誰でも簡単に使用可能!」と記載 ・二の腕、脇腹及び太ももに本件商品を貼っている人物の画像と共に、「バタフライアブスディープテックは、お腹だけではなく 二の腕 わき腹 太もも 気になるところにピンポイントでトレーニングが可能!」と記載 ・「効果的なトレーニングプログラム」、「2つのプログラム×10段階の強さ調整」、「2つのプログラム」、「ウェーブモードとディープモード」、「ウェーブモード 浅い筋肉にアプローチ 見た目を引き締めキレイなラインに!」、「ディープモード 深い筋肉にアプローチ より鍛えたい方に!」及び「異なる2種類の低周波がおりなす独自のダブル波形」 ・「ダブル波形が奥深くまで刺激」、「10段階の強さ調整」、「強度設定ボタンで10段階の強さレベル調整が可能」及び「あなたにあったお好みの強さでトレーニングが可能!」 ・腹部に本件商品を貼った筋肉質な2名の人物の画像と共に、「あなたもバタフライアブスDTで自分史上最高ボディへ!」と記載

消表対第６４５号
令和２年３月３１日

ヤーマン株式会社
代表取締役 山崎 貴三代 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第７条第１項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）第５条の規定により禁止されている同条第１号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第７条第１項の規定に基づき、次のとおり命令する。

１ 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成３０年３月７日から令和元年９月３日までの間、「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「３０日間でこの変化!」、並びに本件商品を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり ー１２．３ｃｍ」及び「Ｔさん（４０代）」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に使用すれば、本件商品の振動によって当該部位の肉がもまれて柔らかくなり、かつ、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、３０日間で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

なければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ヤーマン株式会社（以下「ヤーマン」という。）は、東京都江東区古石場一丁目4番4号に本店を置き、美容健康機器の研究開発、製造、販売業等を営む事業者である。
- (2) ヤーマンは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) ヤーマンは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ヤーマンは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年3月7日から令和元年9月3日までの間、「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「30日間でこの変化!」、並びに本件商品を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり -12.3cm」及び「Tさん（40代）」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に使用すれば、本件商品の振動によって当該部位の肉がもまれて柔らかくなり、かつ、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、30日間で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ヤーマンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ヤーマンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ ヤーマンは、前記アの表示について

- (ア) 平成29年11月20日から令和元年9月3日までの間、別表「番号」欄1の同表「表示内容」欄記載の表示と同一のウェブページにおいて、「※結果には個人差があり、効果を保証するものではありません。」と表示
- (イ) 平成30年3月7日から令和元年9月3日までの間、別表「番号」欄2の同表「表示内容」欄記載の表示と同一のウェブページにおいて、「※30日間の商品使用と適切な運動・食事管理をあわせて行った結果です。」、「※結果には個人差があります。Oさん-5.7cm/Oさん-4.2cm/モニター3名平均-7.4

c m<平均使用時間：1．2時間／日>」及び「※個人の見解です。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ヤーマンが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経

過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	表示期間	表示内容
1	平成29年11月20日から令和元年9月3日までの間	・筋肉質な2名の人物の画像と共に、「振動×EMSダブルパワーでガンコなお肉を撃退」、「振動×EMSで巻くだけスリム クワトロビートQuattroBeat」、「高速3D振動×本格EMS」、「<u>1日約10分</u> <u>高速3D振動</u> <u>本格EMS</u>」、「あなたは『一ヶ月巻く』だけでこの結果が信じられますか？」及び「クワトロビート 巻くだけ1ヶ月」と記載 ・人物の腹部側面の本件商品使用前後を比較した画像と共に、「お腹 BEFORE」、「お腹 AFTER」及び「へそ周り－12.3cm」と記載、人物の臀部の本件商品使用前後を比較した画像と共に、「凸凹肌 BEFORE」及び「凸凹肌 AFTER」と記載、並びに人物の背面腰回りの本件商品使用前後を比較した画像と共に、「背中 BEFORE」及び「背中 AFTER」と記載 ・本件商品を装着した人物の画像及びメジャーで太ももの太さを計測している人物の画像と共に、「この秘密は、ダブルアプローチ 振動とEMS」及び「高速立体3D振動×本格EMS」と記載、並びに本件商品が人体の筋肉に刺激を与えている画像と共に、「もみ流しと筋肉刺激が同時に」及び「だから巻くだけで 憧れのスリムボディが手に入るのです」と記載 ・本件商品の画像と共に、「スリムを目指す条件」、「もみ流しと筋肉刺激の<u>ダブル効果</u>」、「表面も奥も<u>同時に</u>アプローチ」及び「ムダ肉にも凹凸肌にも<u>アタック</u>」と記載 ・「引き締まったカラダ、スリムなボディを目指すのに必要なことは」及び「お肉のもみ流し[高速立体3D振動]×筋肉トレーニング[EMS]」、並びに本件商品を装着した人物の画像と共に、「この2つを同時に行うのが巻くだけスリム クワトロビートQuattroBeat」及び「高速3D振動×

		本格EMS」と記載 ・「point 1」、「1分間に約800～1300回転の高速3D振動で広範囲のお肉を揺らす」及び「人気の3D振動マシンを大幅に小型化。複雑かつ立体的な3D振動を実現しました（特許出願中）。お肉を柔らかい状態にすることで、結果を導きやすい状態に。」 ・「point 2」、「1分間に320回以上の本格仕様EMSでインナーマッスルまでしっかり刺激」及び「体の表面から奥の筋肉インナーマッスル（腹横筋）までしっかり刺激する本格仕様。5～40HzのEMSが振動に合わせて自動的に出力します。」 ・「point 3」及び「使い方は簡単！3つのモードで 簡単『ながら』エクササイズ 気になる部分に巻き、スイッチを入れてモードを選ぶだけ。」 ・「クワトロビートでこの結果を手に入れた方々が続々と現れています！」、並びに人物の背中の本件商品使用前後を比較した画像と共に、体験談として、「気になる部分にピンポイントで！」及び「初めは振動に驚きましたがすぐに慣れて、気になる部分にピンポイントで使っていました。洗い物をしながら、テレビを見ながらなど何かをやりながら使うことができ嬉しいです。主にお腹周りで使用しましたが、奥までしっかり届く感じで、お腹も温まり、すぐにスッキリしたことに驚きました。使用感はとても満足でき、ぜひ継続して使用したいです！XXXXXXXXXXさん（52歳）」と記載 ・人物の腹部側面の本件商品使用前後を比較した画像と共に、体験談として、「ダブルパワーで、目指せ！楽しんで美腹筋」及び「ブルブルの振動が気持ちいい！使い初めて3日目位からお腹のぽっこりがスッキリしてきた感じがしたんですけど、そんなにすぐに効果が出る？気のせい？と思っていました。それが2週間目に入った頃、ぴったりだったスカートのウエストがゆるくなり始めて…まさかと思いました。その翌週には、同じスカートがゆるゆるになっていて、
--	--	---

		本当にびっくりしました！友達からも『あれ？なんかスッカリした？』と言われちゃいました。クワトロビートを着けてスイッチを押すだけで、辛い筋トレをしたり、わざわざジムへ足を運んだりすることもなく、家で俗にいう〇〇ながらでスリムになれるなんて、本当に素敵すぎます！『気持ちいいブルブルでお肉をもみ流して、キュッって感じのEMSで筋トレ』このダブルパワーで、目指せ！楽して美腹筋です（笑）XXXXXXXXXXさん（44歳）」と記載 ・本件商品を腹部に装着してソファに座る人物の画像と共に、「ソファでくつろぎながら」と記載、本件商品を腰に装着してベッドで横になる人物の画像と共に、「ベッドで横になりながら」と記載、人物の腹部の画像と共に、「たぶたふのお腹に」と記載、人物の臀部の画像と共に、「でっぷりしたヒップに」と記載、及び人物の太ももの画像と共に、「凸凹の気になる太ももに」と記載 ・本件商品の画像と共に、「巻くだけスリム クワトロビート Quattro Beat」と記載
2	平成30年3月7日から令和元年9月3日までの間	・本件商品を腹部に巻いている筋肉質な2名の人物の画像と共に、「QUATTRO BEAT クワトロビート」及び「巻くだけ、ダブル体幹エクサ。」と記載 ・「分厚いお肉に、巻くだけ、本格エクサ。」、本件商品を下腹部に巻いている人物の画像と共に、「下腹部」及び「男女ともに溜まりやすい下腹部のお肉。インナーマッスルまで届くEMSでしっかり鍛えます。」と記載、本件商品を腰まわりに巻いている人物の画像と共に、「腰まわり」及び「年齢とともにつきやすい腰周りのお肉。引き締めるとヒップやウエストの印象が変わります。」と記載、並びに本件商品を太ももに巻いている人物の画像と共に、「太もも」及び「凸凹になりやすい太腿のお肉。エステの揉み出しのような刺激で滑らか肌に。」と記載 ダブル ・「EFFECT」及び「揉み出し×筋トレ Wアプローチ」、マッサージされているふくらはぎの画像と

		共に、「3D振動」及び「超高速振動が固まったお肉を揉み出す！お肉を効率的に揺らす、複雑で立体的な超高速3D振動が、まるでエステの揉み出しケアのような体感を実現します。」と記載、並びに足を上げて腹筋運動をしている人物の画像と共に、「本格EMS」及び「電氣的な刺激による運動で楽々時短トレーニング 8段階に調節できる本格EMSで、巻くだけで表層筋はもちろん、体幹の深層筋までしっかり刺激。運動が苦手な方や時間のない方でも、簡単にしっかりトレーニングできます。」と記載 ・「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「<u>30日間でこの変化！</u>」、並びに本件商品を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり -12.3cm」及び「Tさん（40代）」と記載 ・「SPECIALIST」、並びに「美容家 伊勢千秋さん」とする人物の写真と共に、「『超高速3D振動と本格EMSでプロのテクニックを再現』」及び「実はお腹まわりの蓄積したお肉はEMSの天敵。業務用EMS機器を使うプロ達は、まず揉み出しケアでお肉をやわらげてからEMSを使います。クワトロビートは超高速3D振動で揉み出しケアを行いながら、深層筋まで届く本格EMSで広範囲に刺激できるため、非常に理にかなった効率的な引き締めができると思います。」と記載 ・「ATHLETE」、並びに「湘南ベルマーレ フットサルクラブ 植松晃都選手」とする人物の写真と共に、「『自分では鍛えにくい筋肉まで、しっかり刺激されている感覚があります』」及び「クワトロビートは、自分では鍛えにくい筋肉まで刺激されている感覚があるので、腹筋や太ももなど、特に鍛えたい部分を中心に使っています。空いた時間ですぐにトレーニングすることができるので、自宅や遠征先で、クワトロビートを使ってトレーニングしています。」と記載
--	--	--

消表対第 6 4 6 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

ヤーマン株式会社
代表取締役 山崎 貴三代 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「トルネード R F ローラー」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 3 0 年 5 月 3 0 日から令和元年 9 月 6 日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、本件商品を使用する映像に続いて、人物の身体の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった 1 カ月でウエスト 7. 5 c m ! !」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった 1 カ月でお腹周り 9. 0 c m ! !」との文字の映像、人物の身体の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった 1 カ月でウエスト 7. 0 c m ! !」との文字の映像及び人物の身体の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった 1 カ月でお腹周り 8. 8 c m ! !」との文字の映像を表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、1 か月で腹部の瘦身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

なければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ヤーマン株式会社（以下「ヤーマン」という。）は、東京都江東区古石場一丁目4番4号に本店を置き、美容健康機器の研究開発、製造、販売業等を営む事業者である。
- (2) ヤーマンは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) ヤーマンは、本件商品に係る自社ウェブサイトで配信する動画の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ヤーマンは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年5月30日から令和元年9月6日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、本件商品を使用する映像に続いて、人物の身体の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でウエスト－7.5cm!!」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でお腹周り－9.0cm!!」との文字の映像、人物の身体の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でウエスト－7.0cm!!」との文字の映像及び人物の身体の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「たった1カ月でお腹周り－8.8cm!!」との文字の映像を表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、1か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ヤーマンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ヤーマンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ ヤーマンは、前記アの表示について、平成30年5月30日から令和元年9月6日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「※効果には個人差があります」及び「※運動と食事制限を組み合わせた結果です」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ヤーマンが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。